

参議院農林水産委員会會議録第三十二号

(三三三)

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
高橋 衛君
堀本 宜実君
阿部 竹松君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君
北条 雋八君

政府委員

大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長 山崎 齊君
林野庁長官 山崎 齊君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

林野庁森林開 佐俣 幸二君
発公団監理官

参考人

山形県知事 安孫子藤吉君
全林野労働組 岡庭 正幸君
合長野地方本 部執行委員長
政治経済研 岡村 明達君
究所所員
農林漁業金 清井 正君
融公庫総裁
伊那市議會議員 田畑五郎司君
森林開発公 石坂 弘君
団理事長

本日の會議に付した案件

○森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公有林野等官行造林法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)及び公有林野等官行造林法を廃止する法律案(閣法第四六号)いずれも衆議院送付の二案を議題といたします。

まず、両案について参考人のお方から、御意見を承ることにいたします。

この際、参考人の各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多忙のところ、本委員会に参考人として御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。本委員会において審査中のこの二法案につきまして、各位の忌憚のない御意見を述べて

いただき、委員会の審査の参考にしたいと存じます。

それではまず、参考人各位からお一人十分以内で順次御意見を述べていただきます。参考人の各位に対する委員からの質疑は、参考人の方が全部御意見を述べたあとで願います。

参考人の方の御発言は、安孫子参考人、岡庭参考人、岡村参考人、清井参考人、田畑参考人の順でお願いいたします。それではまず安孫子参考人をお願いいたします。

○参考人(安孫子藤吉君) 本件につきましては、四月六日に、全国の知事会が開催されました際に、いろいろ問題があるようでございますので、この問題の討議をいたしまして、一応結論を得ておりますので、それを中心として申し上げたいと思います。全国知事会といたしましては、この法案は全般的に情勢からいたしまして成立を期待する。しかしながら、これが実施につきまして、また審議の過程におきまして、次の諸条項について十分なる検討をしてもらいたいという結論になっておるわけでございます。

その条項を申し上げますと、水源地域以外の公有林野造成につきましては、造成費の補助、融資を一つ拡大してもらいまして、なおその指導を強化するということなことで、現在の林野行政の一環として重要なものでございまして、一そう一つ施策の充実をはかってもらいたい。

第二点は、森林開発公団と市町村の分取歩合の問題につきましては、市町村の基本財産造成の趣旨もございまして、将来とも既定の、従来の分取率を下回らざるよう措置をいたすべきであるというのが第二点でございます。

第三点は、本法の廃止によりまして、林野庁の現地機構の縮小であるとか、あるいは従業員の縮減を来たすことのないように配慮をしてもらいたい。

第四点は、本法の廃止によりまして、新たに府県の指導事務費が増加するのではなからうかと思うのでございしますが、府県の現状からいたしまして、新たに増加するであろうところの府県の指導事務費につきまして、国において負担をするようなことを考慮してもらいたい。また市町村との間に、将来にわたって契約を締結されつつある箇所があるわけでございます。これが相当問題の要点にならうかと思ひますが、この既契約分につきましては、解約をして公団の方に移すという話もございしますが、いろいろ実情が違ふと思うのでございします。個別的に申し述べれば、いろいろな事情から、やはりこの際そういうふうにした方がよいという箇所もございしようし、また市町村の立場におきまして、この契約をそのまま存続して進捗をさせてやってもいいという箇所もあると思うのでございします。そこで、この経過措置につきましては、十分当該市町村の意向を尊重いたしまして、遺漏のないようにいたしてもらいたい。一律に申し上げるわけには参らぬかと思ひますが、契約でございしますから、一方的破棄に陥るような結論が出ないよう、なお、林野庁は相当強力な機構でございしますので、地元市町村にいたしまして、この点についていろいろと苦慮する面もあるかと思ひますが、そういうような負担が市町村にいかないように、十分留意をしてもらいまして、適当な措置を講じてもらいたい。これが第四点でございます。

それから森林開発公団の水源地の造成につきましては、地元の市町村森林組合というものはもとよりであります。が、森林開発公団というものを作っておる府県もございします。そういうものの造林能力の活用と相俟って、この事業を進めるようにしてもらいたい、かような措置を講じますならば、本法の改廃等によりまして、造林の事業が後退することなく、さらに充実をしていくものでなからうか、かような考えでこの要望の決議をいたしたわけでございします。この点一つ御参考にしていただまして御審議いただきたいと思います。

この要望をいたしまして、私の意見の陳述を終わります。

○委員長(藤野繁雄君) 次に、岡庭参考人にお願ひいたします。

○参考人(岡庭正幸君) 岡庭でございます。私どもが本法案に反対する理由は、大別して二つございしますが、その一つは、国有林野に働いている労働者

に非常に不利益を及ぼすということ、すなわちこれは私たちにあって首切りに通ずるものである、こういうふうな判断をいたしております。いま一つは、市町村の基本財産の造成あるいは国土保全上、幾多の疑問点を持っております。この問題点が、今日なお鮮明されていないということでございます。私は特に第一に重点を置いて、長野営林局の本事業に関連する具体的事実を申し上げて、これを本委員会が現地認識の一助として、今後の御審議を進められるようにお願いを申し上げます、かように存じます。

長野営林局管内における官行造林地の設置の状況を申し上げますと、関係市町村の数が百ございます。固地数は三百二十四、契約面積は三万六千六百八十四ヘクタール、造林面積は二万八千九百九十九ヘクタール、この面積は県単位としては全国最高となっております。関係営林署は、管内二十一営林署のうち上松運輸営林署を除いた二十署でございます。この平均は約千八百ヘクタールとなります。官行造林関係に就労している職員数を申し上げますと、専門に雇用されている者といたしまして、三十五年度現在で常勤作業員以上、これは月給制でございますが、三十八名、常用作業員、日給制でございますけれども、年間継続されておりますので、ほぼ実態としては月給制と同じような内容になっております、これが十一名、定期待業員、六カ月以上で毎年定期的に雇用される作業員でございます、それが三百九十名、月雇作業員、一カ月以上雇用されるわけでございますが、常用作業員にまではいかない、そういうことで雇用されて

いる者が百十八名でございます。計五百五十七名で、このほかに国有林の造林あるいは治山事業等と兼ねて雇用されている者が、定期待業員に二百六十名、月雇作業員二百二十名、計四百八十名でございます。全体で約一千名でございますが、このほかに純然たる本来の臨時雇のものとしまして日雇作業員が相当数ございます。今回の法案によって保育の関係も逐次減少して参りますが、従つてついにこの人員構成も皆無になるというふうな性格を持つておるわけでございますけれども、当面三十六年度のみを対象として申し上げますと、三十五年度雇用定期待業員のうち、ただいま申し上げました専門の者三百九十名中百五十名が雇用されないかあるいは期間を短縮され、定期待業員としての資格を喪失する。

ここで定期待業員とそれから臨時日雇作業員、あるいは月雇作業員の性格の違いを若干申し上げておきますと、定期待業員というのは、六カ月以上一年未満の一定期間に毎年連続反覆雇用される作業員の雇用実態を申し上げるわけでございます、この人たちは失業保険の対象になりますし、退職手当法の対象に該当するわけでございます。それから月雇作業員あるいは日雇作業員は、もちろんそういう該当にならないわけでございます、一般的に期末手当等の対象も非常に内容が異なつて参りますので、労働条件としては、この作業形態の違いが大きな内容の差を持つておるわけでございます。兼務の者でも、先ほど申し上げました国有林造林あるいは治山事業を兼務して雇用されている者でも、二百六十名の定期待業員全員が資格喪失とな

り、失業保険あるいは退職手当の対象からははずされることになるわけでございます。現在長野の管内として問題となっておりますおもな現場を申し上げますと、大町営林署の管内の神城苗畑が廃止となりまして、この理由を当局は官行造林法の廃止のためだと言明しております。ここでは八名の定期待業員、男子二名、女子六名でございますが、これが解雇されることになりましたが、これは中央段階、あるいは営林局、営林署を通じて数次にわたる交渉を行なつた結果として、

日まで、こういうことでございまして、事実上二カ月程度の雇用期間の短縮であり、これによつてかううじて定期待業員という名目を残しているといふことでございまして、期末手当の対象外となり、失業保険の対象外の期間を多くし、著しい労働条件の低下を来たさせることになるわけでございます。その原因は、三十六年度新植予定約三百十ヘクタール、延べ人員一万二千人の雇用の減が生ずるためでございます。

ままた高齢者というレッテルを張つて追放しようとしております。次には、治療の方法も講ぜず冷酷に人員縮小の具にしてはいる高血圧者対策がございまして。高血圧者に対しては、ただ単に現場作業員のみが高血圧者を出しているといふことではなくて、これは職場に一般的に見られる現象でございます。定員内あるいはその他の方々にとっては十分治療の措置が講ぜられておるはずでありますのに、ひとり現場の作業員のみが高血圧だからといって職場追放される、こういうような現象が起つております。しかも、これらの人たちは国有林を追われて、生きるがために民間の今までの不なれた職場に命がけで働いておるのであつて、利用するだけ利用して、多少の障害を生ずればちりあくたのごとくに捨て去るのは、これは奴隷制度と云つて差しつかえない、こういうふう

に考へております。次に、本年度の出来高単価決定についての当局態度についてでございますが、本年度の出来高単価の決定についての現在の当局の態度は、不当に強硬なものがございまして、伐木造材という、木を伐り倒して造材するわけでございますが、現在この作業にチェーンソーを導入しております。このチェーンソー導入以来極端に単価切り下げを行なつて参りました、地形、立地条件等による安全性を考慮しないで個人々々の単独作業による労働強化を計画し、非常に危険な、しかも隣りの人もわからない状態の中で、さらに「こうとうとチェーンソーの音」がこだまするといふ悪環境下でこれを強行しようとして

この新たに本年度定期待業員として雇用にあつた特殊現象として、長野の実態として現れておる問題点を若干拾つて申し上げますと、まず第一点として、定期的に継続雇用されるこの種の作業員の雇用時の面接、これは実際にその厳密に新規雇用というふうな格好での面接なり、あるいは諸調査を行なわなくてもいいはずでありますけれども、今回はこの面接を必要以上きびしい態度で行なつておる。あたかも往時の徴兵検査に匹敵するほど署長以外管理者及び担当区主任、また事業所主任の居並ぶ中に各人ごとに呼び出して、御承知のように山奥で働いている作業員でございますので、なかなか人前に出て応答がでかいたい者であります、そういう者が、さらに質問も困難な威圧の中で当局側が一方的に定めた労働条件明示の雇用契約書に同意せしめる、こういう格好をとつておる。そのために雇用の職場を去つて

次には、二十年余も営々として国有林野事業の第一線で働き、また一家の生計を立て守る支柱となつておる一部作業員を、今後の生活のためにも与えない

間、四月十日前後から十二月上旬まで、従つて実際に八カ月あつたわけでございますけれども、三十六年度の雇用としては四月二十五日から十月三十

間、四月十日前後から十二月上旬まで、従つて実際に八カ月あつたわけでございますけれども、三十六年度の雇用としては四月二十五日から十月三十

間、四月十日前後から十二月上旬まで、従つて実際に八カ月あつたわけでございますけれども、三十六年度の雇用としては四月二十五日から十月三十

二分の一程度の単価を押しつけて対等な立場に立つて協議する賃金決定の原則を無視し、当該作業員の反響にあつて、現在木曾谷九管林署のほとんどの事業所が紛糾の状態にあります。ちなみに王滝管林署の管理者は、面接にあつて、「おれの言うことを聞かないやつは、仕事にくることはまかりならぬ。作業員ぐらゐどこに行つても間に合う」と強圧的だし、妻籠管林署の某主任は、現在第二組合の幹部をやっているが、単価交渉の際に「おれの言う単価で気に入らなければみんなやめろ。事業縮小か請負に出す。第二組合にくれば何とかしてやるが、また単価のきまらない前に「業務命令だ、仕事にかかれ」等不穏当な発言をして事態悪化に拍車をかけておる事実がございす。さらに同じ管林署領付事業所では、伐木造材手十名程度のうちで七名が去る十七日下山して退職の意思表示をいたしておる。このことは、単価交渉をかねて行なつておつたわけでございすが、単価交渉が今申し上げましたように、一方的に押しつけられるのでうまくいけませんので、その点で作業につかないで交渉を続けておりますと、一方的に業務命令だとか、あるいは処分するとかいうようなことを威圧的にかぶせてくる。作業員としては、処分を押しつかせてくるような職場の中で、これ以上働くわけにいかないということで、退職の意思表示をしたというのが実態であります。一方、国有林造林関係では昨年の七号、十五号台風による風倒木処分跡地の新植地が増大しておるにもかかわらず、立木払い下げの受給業者をして請け負わせている事実がありま

す。直管作業員の雇用増は全然計画されていません。むしろ各管林署とも人頭数を縮小しておるのに反して、雇用期間の短縮という現象が出て参つております。しかも請負造林賃金は、昨年秋季の地ごしらえでは六十五才以上の女子作業員でさえ七百元を下らない。直管で優秀作業員五百八十円程度と比較すれば、ゆうに二割の高賃が支払われておるといふところがあります。この点については、他の面からさらに考えなければならぬ問題点があるかと思ひます。

長野管林局の最近におけるこうした非近代的な姿勢は、単に官行造林のみに関連したものとしてとらえるだけでなく、全般的な経営合理化への動きをあわせて考察することによって初めて正確な分析ができるものと考へます。昭和三十四年以来全林野のトップをいく地本として、私も長野地本を徹底的にたたくことが組合に押されがちな態勢の転位をはかることであるし、さらに国有林野事業経営合理化の前提となるのだと、こういう考え方のもとに、同年夏ごろからの林野庁人事を初めとして、全国から組合弾圧経験者を徹底的に長野に集中して、適所に配置して、攻撃をかけて参つたわけでございす。しかしながら、組合側の強靱な抵抗にあつて、容易にこれは成功しない、こういう判断のもとに、ついに労使関係における末期的現象といわれ、従来的人事権の介入、組合分裂策動、従来の慣行の破壊、優先雇用の協約等、百数十件に上る協約の一方的破壊等、あらゆる方法をもつて今日なお弾圧を続けて参つております。特に昨年四月からの人事異動では、第二組合

の育成と期待つて、全林野の活動家を分散し、精神的圧迫を加えて参りました。最近における四月一日異動まで実に十九回、五百名余のかつて例のない配置がえを行なつております。当局の不当性の確実な裏づけになるものについては、逐次第三者の救済を求めておりますが、もちろんその判定を待つまでもなく、私も組合として常にこの不当性を追及しておるところであります。しかし、今日の長野管林局当局のこの狂気じみた職制権力からの雰囲気は、先ほど申し上げた通り末端、職場の主任に至るまでも異常な精神状態に持ち込んでおるという、こういうことが申し上げられるのではないかと思ひます。

また、本法案が衆議院通過の報を受けて、長野管林局の造林課長は十日駒ヶ根、十一日伊那、十三日諏訪管林署と急遽管内を回りまして、村長あるいは村会議長等をたずねて衆議院は七日に通つたので、参議院は今週中に通ることは間違いない。そうすればすぐ職員が来て仕事をすることになるので作業員の手配をしてくれ、解約の印鑑を押してもらいたい」ということで参つております。

以上、長野管林局の管内における実態を申し上げたわけでございすが、この中で私どもは官行造林の今回の廃止にあつては、決して従事する労働者の労働条件を考へてのことではないと、こういうふうなことが断定できるわけでございす。

第二点につきましては、理論的な問題点の取り上げは、先般中央の委員長が衆議院の参考人として申し上げておりますので省略いたして、私も直

接地元の事情を聴取する中から承知した点を申し上げますと、第一に先ほど申し上げた人員配置と熟練した作業員をもつてしても、なおかつ要員不足であるし、うまくいかないというのが実態であるにもかかわらず、どろなわ式に人寄せを行なつたとしても満足な仕事は望み得ない、こういうふうな考えをしております。次に、諸事情から判断して地元市町村が造林実行者とならざるを得ない実情であるにもかかわらず、その態勢がほとんどできていない。また、当該市町村としては、一般的に内容の具体的なものを承知してないため、従来通り官側に依存しているのが事実であります。みずから取り組んでいこうとする積極性に欠けております。官道の多くは奥地林であつて、今日までわれわれが非常な苦勞をいたして参つておりましたが、態勢を持たない大多數の市町村としては、ほとんど着手不可能な状態であり、さらに賃金問題等についても関連して申し上げますと、今日一般的には長野管林局管内としては非常に高騰いたしておる。こうした中では、画然とした賃金体系を持つ管林局への完全雇用によつてのみ、この問題が適切に処理されることであつて、たとえば木曾谷の南部地区の実態を申し上げますと、造林手の賃金が一般としては五百円程度であります。同じ仕事を民間では七

百円、八百円という額で雇用しているのが実態であります。かりに公団がどういうふうな査定をして造林経費を出すか存じませんが、今日の段階では、少なくとも市町村がみずからの経費を計上しなければ造林不可能な状態にある。こういうことが指摘できるのではないかと思います。

以上申し上げたわけでございすが、要約して、私も今日出されております法案に反対する理由として、私も国有林の中に働く労働者の労働条件が極端に損害を受けつゝある、こういうこと、不利益をこうむりつゝあるということ、それから対象になる地元市町村にとっては、これを受け入れるべき態勢が全然ないということ、こういうふうなことを申し上げまして、反対としての開陳を申し上げるわけでございす。

以上事情をお含みの上、今後の御審議をお願いしたいと思ひます。

○委員長(藤野繁雄君) 次に、岡村参考人をお願いいたします。どうぞ十分以内にお願ひいたします。

○参考人(岡村明彦君) 岡村であります。私は林業問題、山村問題の研究者でありまして、そういう立場から今度の二法案につきまして反対意見を述べたいと思ひます。

まず、反対の論拠であります。第一に、私は現在の林野行政がとつております公有林野政策、特に昨年十二月二十六日に出来た林業基本問題答申の考へ方に対して、政策論として疑義があるということでありま

す。それから、第二の論拠をいたしましては、今度の官行造林廃止の論拠がすこぶるあいまいである。そうして新しい公園造林の性格につきましても、はつきりしない点が多々ある。しかも林野庁自体の考へ方も、答申との関係、あるいは自治省との覚悟などを見ますと非常に非常に動揺しているように感じられる。また、公園造林自

己に、公園造林の性格につきましても、はつきりしない点が多々ある。しかも林野庁自体の考へ方も、答申との関係、あるいは自治省との覚悟などを見ますと非常に非常に動揺しているように感じられる。また、公園造林自

己に、公園造林の性格につきましても、はつきりしない点が多々ある。しかも林野庁自体の考へ方も、答申との関係、あるいは自治省との覚悟などを見ますと非常に非常に動揺しているように感じられる。また、公園造林自

体につきましても、はたしてどのような契約のもとで事業が行なわれるかという点もはつきりしていない。そういうように林野行政の考え方が非常に不明確であつて、法案自体が正体不明の法案になつてゐると申しますか、そういうような性格を持つてゐる。そういう点につきましても疑義があるわけでありまゝ。要するに基本問題等との関係におきましても、あるいは公団造林の内容の点におきましても、本国会に出された限りの原案では、とても国会審議にたえ得る内容を備えていないのではないかと。でありますから、私といたしましては、この際林業基本問題答申で示された林野行政がはたしてそれに対してどういう態度をとるかということを明確にし、また公団造林に移管するとしても、もっとその性格、その体裁をはつきり整えた上で、十分審議に耐え得るような形のものとして、ここに提案するという形で出直すべきではないかというふうに思ふわけでありまゝ。

次に、今申し上げました点をさらにこまかく申し上げたいと思ひますが、まず第一に、公有林野政策についてであります。実は公有林野に対する戦後の林野行政の姿勢を見ますと、このころは戦前と比べまして非常に公有林野を軽視してゐるといふことが、そういう姿勢が現在までとられてきたんじゃないかと思ひます。特に官行造林に對しましては、三十一年に法改正がありまして、市町村有地だけではなくて、一般私有林の中の水源林地帯をも対象地に包含するようにしたのでありますが、その際にはまだ

市町村の優先主義というものがとられておつたし、市町村有林につきましては、水源林だけでなく普通林も対象地とされてゐたのでありますが、この法改正があつた翌年の三十二年から、市町村有地の優先主義というものがなくなつて、市町村有地の中の普通林地は対象になくなつた。そしてこれに水源林造成事業としての性格を持たしていったというふうになつたわけでありまゝ。そして昨年の十二月末の基本問題答申におきましては、さらにそういう公有林野の軽視の姿勢を進めて公有林の解体の方向を強く打ち出したわけでありまゝ。これはあらためて私がここで説明するまでもなく、例の農業におきまします自立農家の林業版である家族経営的林業というものを考えまして、これを育成し拡大するために、公有林野を縮小していく。つまり公有林野を分割してそれを家族経営的林業に持たしていくという方向を出したわけでありまゝ。そしてそれに関連いたしまして、官行造林を公有林野に実施していくのはこの答申の考え方、つまり家族経営的林業に対する分割地を確保するという意味合いにおいて非常に疑問であるというふうな否定的な見解を出したわけでありまゝ。このように公有林野の縮小、解体政策というものが答申の中で明確に打ち出されておるし、また、今までの林野行政を見ましても、戦後はそういう方向に向かつて進んで来ておつたという点から見まして、今後官行造林がここで廃止になり新たに公団造林という形で再出発するということになつた場合には、公有林野にとつて、先ほど知事会の決議にありましたようないろいろな疑問

点があるわけですが、それが現実の問題となつてくるのではないかと、この疑問があるわけでありまして、私はそういうような公有林野縮小、あるいは解体政策というものは、これは日本の山村の災情を無視してゐるだけでなく、林業の発展という見地に立つて見ても非常に疑問があるのではないかと。むしろ眞の公有林野政策というのはそういうものではなくして、公有林野についての土地利用区分をはつきりさせる、あるいは公有林野上の実質部落有地についてはこれを私権と認めて権利を安定化する、農民の権利を安定化するというような方向をとるか、あるいは残つた土地は直營を充実していく。そしてそれを補強する意味で官行造林をむしろ強化していく、あるいは経営ないし販売の体制を民主化していくというような点に重点を置いた公有林野政策というものが、ここでこの際考えられなければならないのであつて、答申のような公有林野政策というものは、非常に山村の経済を破壊するものであるし、また、市町村の財政を破壊するものであるという観点を持つておるわけでありまゝ。

そこで、林業基本問題答申が、そういうような、公有林野の破壊政策を打ち出したわけでありまゝ、それに對する林野行政の態度が、非常に現在の時点、動搖し、かつ不明確であるというところを指摘しなければならぬと思ふわけでありまゝ。

まず、答申が出た十月二十六日以後の段階におきましては、林野当局は、明らかにこの答申の線に従つて、公有林野の縮小を進めていくという態度をとつておつたわけでありまして、さら

に、二月の十七日に、部落有林野についてのまた別の答申が出たわけでありまゝ。そのときは、さらにこの公有林野に、基本問題の答申以上に、徹底的な私権説の立場に立つたわけでありまゝ。ところが、二月の二十一日になりまして、例の自治省との覚書を結んだ段階に至りますと、これまでの私権説とは全く対立した、自治省の公権説の主張を採用してゐる。こういうように、僅々四カ月の間に、林野行政の公有林野に対する考え方が、非常に大きく動いたわけでありまゝ。ところが、現在、今もって、衆議院の審議の状況の様子などを聞きますと、この二極端の、林業基本問題答申と、それから自治省との覚書の主張との、このいづれの立場に立つて今後の公有林野政策をやっていくかという点がまだかでないというふうな考えられるわけでありまゝ。

言うまでもなく、入会に関する学説は、昔から、四十数年来、公権説と私権説というものが対立してきたわけでありまゝ、現在の林野当局の立場と、この全く相対立した二極端の学説を、同時に持つてゐるようなふうにも見えますし、その間を右往左往してゐるようなふうにも見えるわけでありまゝ。こういうような状況のもとでは、はたして林野行政が今後公有林野政策をどういう形で展開していくのかという点に、非常な不安が持たれるわけでありまして、さらに林業基本問題答申の線に従つて政策を進めていくのだということになるすれば、先ほど私が申し上げましたように、官行造林が、対象地を、市町村有地から私有地に移行していくと、

市町村有地というものは解体するのであるから、そこにはもはや官行造林を実施していかないというような結果が生ずるのではないかと、不安も残るわけでありまゝ。

そこで、こういった問題についての態度をまず明確にすることが、今度の法案を審議するにあつた前提になるのではないかと考えるわけでありまゝ。

次に、公団造林そのものについての疑問点を若干申し上げたいと思ひます。

法案の提案説明を見ますと、従来国が官行造林法に基づいてやってきたと同じ事業を森林開発公団がやるにすぎないということを言つておられますけれども、この点は非常に問題があることであつて、言うまでもなく、現在の官行造林法に規定する事業は、公団がやろうとしてゐる奥地水源林造成事業に限定されないわけでありまゝ。市町村有地につきましては、水源林のほか普通林にも造林できるわけであつて、単に引き継ぐというふうなものではないというところを、はつきりさせなければならぬのではないかと、思ひます。

それから、現在の官行造林法では、市町村の優先的立場がはつきりしておるわけでありまゝ、これが今度の公団造林では抜けてゐる。こういう点で提案理由そのものにも非常に疑問が感ぜられるわけでありまゝ。

それから、公団造林が考へておられる費用負担方式に對して、大きな疑問を感ずるわけでありまゝ。現在、地方の市町村の間では、官行造林が廃止になつて、新たに公団造林というもの

参っておるわけでございます。三十四年度末現在の数字を見ますと、当初の

目標は、大体その造林を終わって目標を達成されたというように数字を見昇ることにしたのであります。このようにときに際会いたしまして、その他一般の事情あるいは特別な事情等も勘案いたしまして今回従来やってきましたところの官行造林を廃止いたしまして、水源林造成については、森林開発公社の事業としてこれを行なわしめたいというのが、二つの法律案の趣旨であるように拝見いたしますのでございますが、私はこの二つの法律案の考え方につきまして、次の五つの事項を申し上げて賛成したいと思ひます。

その五つの事項の第一は、ただいま

申し上げました皆さん御承知の通り、すでに公有林野等官行造林法の制定当初の事業目的の面積の造林がほぼ達成されたということでございますし、その上今年度からは、官行造林地につきまして主伐期が到来して参るということでございます。そういうことでございまして、官行造林事業というものが、今まではほとんど造林にのみ、のみというと語弊がございますが、造林が主体でございましたが、今度は伐採をいたすというふうな事業の内容が変化いたして参るというふうな考えるわけでございます。また、それに加えて昭和三十一年十一月の改正によって制度と

れ「全社」の注目の中心に、一歩進められたところの水源地造成事業というものですが、本年度からは急速に、かつ計画的に実施することになったというのであります。このようにいろいろな事情に変化を生じたようなときでございますので、その変化が生じた時期をとらえて、この際造林

事業の実施者である国が他へこの実施者の転換をはかるといふことを考えるといふことは、私といたしましては了解できるというふうに見えるのでございます。

それから第二点でございますが、第二点は水源林造成といふことが非常に急遽かつ計画的に行なわれまして、国土保全を期することが要請されているわけでございますが、これを実施いたしますためには、計画の数字を拝見いたしますと、昭和三十六年度におきまして二万町歩の造林を必要といたしております。自後造林面積がだんだんとふえて参りまして、昭和四十四年には二万八千町歩も造林を必要とするということでございます。こういうものでございまして、従来は造林面積は官行造林の実施面積より相当程度造林事業の分量が増大することになると思ふのでございます。また一方水源林造成の対象地が、その性質上一団の団地が零細化するということになり、またその団地が分散し、あるいは孤立化するという傾向は、当然避けられないといふことが想像されるわけでありまして、従つてこの水源林造成事業の事業分量なり、事業効率なり、事業内容なり、あるいはこれに要する所要経費といふようなことを勘案いたしますと、相当事業実施者に負担がかかつて参るといふことが了解されるわけでございます。

ところが、国有林本来の事業も相当今後事業量が増大して参るといふうに伺つてゐるのでございますから、こういうような事情を考えますと、この際、水源林造成事業を、直接国の官行事業から切り離していこうと

いう考え方もなすけることと考えるわけでございます。

第三に、それでは本来の国有林野事業の方はどうかといふふうに考えますと、量と、木材需給確保のために伐採量と、木材需給確保のために伐採量と、伐採量が本年度は前年度に比較いたしまして大幅に増大することとなるのであります。右のような事情にかんがみますると、事業実施上の負担の多い水源林造成事業を本来の国有林野事業からこの際切り離して行なうといふ考え方も、私はうなずけることと考えるわけでございます。

第四点といたしましては、今回法律の改正によりまして水源林の造成の事業を行なうこととなる森林開発公社につきましまして、これは申すまでもなく、林業関係ではたつた一つの公的機関でございます。また、役所と違つた公的機関でございますので、事業の運営なり、予算の運用の面から申しましても、国が直接事業を実施いたしますことよりは、公社で実施いたしますことの方が、より弾力的に機宜に応じた措置がとり得るものと考えますので、この際、森林開発公社が水源林造成事業を実施することといたすことは適切であると考えます。しかし、この国から公社への切りかえによりまして、関係の市町村や部落または民有林の所有者その他労働関係の人等に対しまして、この切りかえによって将来への不安を与えまじたり、あるいは以前

とは異なつた不当な損失を及ぼしたりすることは絶対に避けるべきだと考えますので、公社がこの事業を実施する上、具体的な事項を定めまします上におきましては、この点を慎重に考えなければならぬと思ひます。また、公社自体の組織、機構、職員、その背景となる予算等につきましても、新事業を遺憾なく実施するために必要な万全の措置をとるべきであると思ひます。さらに、公社に対する林野庁の指導監督もさらに強化する必要があると思ひます。また、公社と地元市町村、森林組合、その他関係者との連絡もさらに緊密化をはかる必要があると思ひます。

第五に、今回の法律案につきましまして、最近における市町村の造林意欲の向上等による市町村の自主的な林業経営に期待する面が大いにあります。このことといたしまして、これとあわせまして分収造林特別措置法の適正な運用をはかるとともに、農林漁業金融公庫から公有林造成面への長期、低利の融資制度の拡充をはかる必要があると考えます。さらにこれに加えて主伐期に入りました既往の官行造林地の伐採による収入が本年度以降において、国の収益分と当該市町村の収益分とを合算して毎年四十億以上になるというところが数字上出ているのでございまして、かかる膨大な収入を、将来の公有林造林なり、水源林造成の所要経費に對していかなる関係を持たすべきかといふことも、この際慎重に検討しなければならぬ問題だと考えます。

○委員長(藤野繁雄君) 次に田畑参考人にお願ひいたします。

○参考人(田畑五郎君) 私は長野県の伊那市の市会議員の田畑であります。参考人に御招集をいただきましたので、参りまして御報告させていただきます。実はこの二法案が春植の直前の時期に参りまして、出先機関等におきまして、これらの説明等もいたしまして準備を急がれたようでございますが、そういう説明等におきまして、一般の契約者団体等が深く法案の内容といふものを知らぬ、説明の程度におきましては、これは重大問題だ、こういうことでございまして、特に伊那市におきましては、財産区その他部落におきまして、二十一年の契約者がおきまします現状です。それから反対の意見を付して議会の請願がございまして、それからまた、全長野労働組合の伊那支部の関係におきまして、反対の請願が出て参つたわけでございます。いづれにいたしましても指摘いたします不安点は一致をいたしております。労働組合等におきましても、大正九年以来の市町村の財産基盤の点におきまして貢献している問題等もくずれるのではないかと、このことを指摘すると同時に、労働関係におきましても、非常な不安定を与えるのではないかと、いわれているその通りに、契約団体等におきましても、考へて参つておりますので、市会におきましてもこの点、重大な結果、この案の成立に對しましては反対を申し上げざるを得ないといふことにおきまして、反対の決議を三月十日にいたした次第でございます。従来

の官行造林事業におきまして植栽育成いたして参つて歴史が四十年を重ねました。そしてここにいいよ收穫の時期になつて参つて、非常にこの契約団体はその効果の偉大なることを喜んでおつたやききでございますので、特に先ほど申し上げます通りこの二法案が出たことは非常な不安を感じた、こういうことになつてございまして、また一方、私どもの考へております一番の心配点は、経済問題ももちろんであります。市町村の財源問題ももちろんでございますが、一番憂慮される問題は、着々と進めてきて、その効果を上つて参つたこの官行造林の事業が、国土保全の上から見ましても、すでにその実績を上つて参つてゐること、公社に移管されて、いろいろ経済上の分収問題、そういう問題にも不明確な点がございますし、また二者契約にいたしましても、三者契約にいたしましても、その公社が造林費の支給と申しますか、交付等におきましても、一応一町歩当たりの植栽費といふものがある限定があるであろうといふことになる、これらの問題をカバーしていかなければならぬ、こういう問題になつて参りますので、従つてその結果は、簡単に申し上げますと、この公社造林が官行造林に比して成果をおさめないであらうといふ幾多の理由を検討をいたしたわけでございます。

さういふにいたしまして、この問題がうまく参らないといふ見通しを前提といたしますならば、国土の治山治水といふ問題も順次くずれて参る。もちろん荒廢地の復旧事業等も並行するもので、そういう局部的問題はほかの面でやられるでありましようけれども、

広い植栽をしていく面からいいますと、国土保全がくずれるであらう、こういうことを非常に憂慮するわけであります。だからこれは私から申し上げましても、私どもは私から申し上げても、私どもは一応まあこんなところで申し上げては御光宣伝になります。伊那郡の発祥地であります極兵衛峠を越して、木曾へ入ってみると、相当な雨降りでも川は濁っておらず、上伊那の方へ出て参りますと川は濁るということ、山に木がありませんれば治山の面では今申し上げました現象におきまして推察ができるわけでありますので、そういう観点からこれを官行造林の、今までのやって参った実績から非常に信頼をいたしておりますので、この方法でやっていっていただくと同時に、さらにこの官行造林を強化をいたしまして今後やっていってほしいというのを念願をいたすわけであります。一朝台風等において洪水が出来ますれば国におきましても御承知の通り百億から百五十億は一ぺんに飛んでしまうのでありますので、十億程度のことで、あとは追加すると書いてありますが、そこらのことでなく、これは十分に国でしよい込んで今までのものを強化してやっていっていただくことが安心である、こういうふうな實際問題として痛感をいたしておるわけであります。

それから時間が長くなりましたしは申しわけありませんので、あとでまた御質問にお答え申し上げます。伊那市の状態は、現在二千町歩の契約を持っておるわけであります。そのうち千三百町歩が植栽をして、先ほど申し上げました通り収穫に入つたものもあって非常に喜んでおるわけであります。あと七百町歩につきましては、三百町歩を最近に植えて、あと四百町歩というものがまだ未植栽地である、それからさらに契約外に今後ぜひ契約を遂行してもらいたいというものが三百五十町歩ほどあるわけであります。こういう未植栽の四百町歩、今後希望しておるところの三百五十町歩というものが、ここで公団になりますれば公団になるという、さきに述べました不安の中でどうなるかというところを一番心配しておるわけでありますので、そういう関係者は非常に動揺をいたしております。さようにいたしまして、そういう不安の中で本年度の春植えというものがこの未植栽の四百町歩というようなものに関連をいたしますと思ひますが、私はその直接の当事者でありませんが、私はその苗等が用意されたものが宙に迷つておるやに聞いておるわけであります。これらの問題がすでにそういうことで猶余期間等も置かずにはやつて参つたというきょう今日表われた現象であらう、最近そういうふうな思つておるわけであります。

まことに簡単でありますけれども極端はそういうことで、反対の決議をいたしましたことに加えまして私の意見の開陳等をいたしました。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で参考人の方の発言は全部終わりました。ただいまの参考人各位の御意見に対し、御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○亀田得治君 田畑さんにちょっと引き続きいてお伺いしますが、本年の春植えの予定であった四百町歩、これは現在どういうことになっておりますか。

○参考人(田畑五郎君) ただいまの御質問の四百町歩は、契約したる面積でありまして、今度の法案によりまして、任意解約というか、合意解約という地点になろうと思つておるわけであります。

○亀田得治君 そういうことをお聞きしているのじゃないに、まだ法案が通つておらぬわけですから、従つてこれは従来の契約が生きているわけですから、従来の契約が続いているわけですから、だから法案が通つても、あなたの方で解約をするのをいやだと言へば、従来通り植える、こういうふうな国会審議の過程ではなつてきているわけですから、だからそこら辺のことをお聞きしているのじゃないに、あなたの方の春植えといふと、いつまでにかこれはやらなければならぬのか、その点をお知りでしたら明らかにしてほしい、そしてその春植えの予定があつた四百町歩といふものが、現在は全然営林署の方で手をつけておらぬのかどうか。本来ならば法律ができておらぬわけですから、植えなければならぬわけなんです。だからその現状がどうなっているかというのを説明して下さい。

○参考人(田畑五郎君) 先ほどの四百町歩の問題に対して申し上げたつもりであります。四百町歩の部分の苗木であらうと思う、こう申し上げたわけでありまして、従いましてこの四百町歩が未植栽だから、これに本年春植えを全部するということではないと思ひます。これはもちろん営林署あるいは土地所有者等の計画によりまして、

まだ未植栽地が四百町歩残っているから、それも至急植栽しなければならぬ、必ず春植えとは限っておりませんが、至急やらなければならぬという四百町歩であります。

○亀田得治君 その点わかりました。が、そうすると春植えだけの意味ではないようですが、ともかく春植えといふことを伊那ではやっておらぬわけですね。

○参考人(田畑五郎君) 春植えは現在のところ、私は先ほど申し上げた通りその当事者でありませんが、市役所の農林課等ではいろいろ情報を聞くわけなんです。そういう部分が何ともまだ判明しておらない。もちろん、先ほどおっしゃる通りに法案が通つておらないから以前通りだと、こういうことですが、通るものとの前提の上に立つて話等も考へておられるようでありますから、そういう点に少し行き悩むというか、問題が起きているようだと聞いておるわけであります。

○亀田得治君 はつきりわからぬようですが、むしろ岡庭さんの方がわかっているから、その点をちょっと、伊那市だけじゃなしに、ほかの部分についてもわかつておられたら説明してほしいのです。

○参考人(岡庭正幸君) 逐一、詳細にわたつての理解をいたしておりませんけれども、たとえば先ほど申し上げました大町営林署の神城苗畑等におきましては、当然春植えとして準備している苗木が、そのまゝ何ら手をつけられないで仮植の状態で置かれておる。御承知のように苗が仮植の状態ではないので、でも置けるというものはないのでございまして、気候が暖かくなつて参りますと枯死してしまう、こういうふうな状態になつて参るわけでありまして、従つてそういうことが各所に行なわれている、伊那でもそうでありますし、飯田においても、もちろん前年度からそういう準備はなされているわけが多いので、主として秋植えの方が多いのでございまして、しかし、直ちに植えなければ、もうすでに植えていなければならぬ地域もございまして、相当今日の段階では問題を持っていることは事実でございます。

○亀田得治君 これはどうでしょう、国会審議の過程では、予算を流用をして、そして従来通りの官道をやれると、こういうことに審議の過程で明らかになつておるのですが、で、明らかになれば当然そういう今おっしゃつたような事態を解消するように林野庁から各末端の方に指示がいくべきものなんです、それはそういう指示がいついていないのですか、どうなんでしょう。

○参考人(岡庭正幸君) 指示がいついていないのか、いついていないのかということについては存じませんが、現在私どもが判断するところでは、先ほども申し上げましたが、営林局の造林課長がみづから各町村を回つて歩きまわつて、もう法案が通るのだから、そのための準備をしてくれというふうなことを説得して歩いておられます。従つて営林局の段階では、どういふ連絡があるというふうな考え方はないのではありませんか、またそういう事実はない、こういうふうなことを申し上げられると思ひます。

○龜田得治君 この問題はこれでいいです、ほかの問題はまだあるのです。

○北村暢君 関連して。今の指示がいったかいかそれはわかりませんが、現実の問題として、伊那市等においては、例年であれば、もう今ごろ植栽をやっておるわけでしょう。ところが植栽が、植付が延びておることだけは事実なんじゃないですか。その点はどうなんですか。

○参考人(田畑五郎司君) 全面的に、この官行造林に契約地が全面的に延びているというふうではきつくないと思えますけれども、たとえば宋栽培分が四百町歩あれば百町歩は営林署の計画によって植えるということになって、営林署自体が植えているかもしれないが、そのほか百五十町歩予定しておって五十町歩がまだどちらとも何ができないというふうなことがあるように聞いております。

○北村暢君 私の聞いておるのは、四百町歩の既契約分の面積がありまして、そのうち何町歩やるか毎年計画を立ててやっておるわけですよ。四百町歩全部植えるとか植えないとかという計画によってやっておるのですから、今後二年かかるか三年かかるか、かかるわけですね。そのうち毎年計画によってやっておればこの春植える、植える時期というものがあつたわけですからね、一番植えるのに適切な時期というものがあつたわけだから、いつもならばもうそろそろ植えていなければならぬ時期である。ところが、これはまだ植えてない。苗が宙に浮いているというのは、苗木はそこそこまでいっているらしいけれども、その植えるべき苗がまだ植えられていない。これだけは事実なんじゃないですか。

○参考人(田畑五郎司君) その点は、量においてはよく判明しませんが、農林課等でそういう調査をいたした結果がそういうことになっております。それから植栽の適期でありますけれども、植栽の適期は、非常に海抜の高いところでありまして、まだ相当おくれでも海抜の高いところならば差しかえない、苗をそこそこまで持つていっておきさえすれば差しかえない、こういうことであります。

○龜田得治君 いろいろほかにも御質問があるようですから、きわめて簡単に私要点だけ申し上げますが、安孫子さんに一つお尋ねしますが、あなたの方で六ヶ所ばかり問題点をあげてなつたわけですが、おのおの私たちが常に地元の知事として了承できるわけなんです、その問題点は、ところで、そういうことになりまして、そういう問題点があなたの御意見等の中に入っていたわけですが、そのようにすっきりした形で解決されなければ、結局この法律には反対ということに結論としてはなるわけですね。そこら辺どうなんでしょう。

○参考人(安孫子藤吉君) この四月六日のわれわれが要望いたしました事項については、一つはまあ経過措置についての要望と、今後の公有林野の造成の活発化という問題と、二つあるわけですが、経過措置につきましては、承るところによると、おおむね既契約は尊重していくと、既契約分はそのままやるのだと、ただ合意解約のできるものについてはまあそういう方向をとると、こういうふうに言明があつた、こう承知をしておるわけなんです。

それから補助造林あるいは融資造林の強化、あるいは府県の指導事務費の問題、またこれを實際にやる場合の森林開発公社等の活用と、こういう問題については現実にやる場合の問題でございますので、これは並行的に考えてもらつていいじゃないか。

それから従業員の問題についてもこれは縮小をしないという言明を得ておると私は聞いておるわけです。

分収歩合の問題については、五分を下回らぬというふうに聞いておりますので、そういう方向で参りますれば、この改訂方策というものが、いろいろ議論はありましようけれども、やはり現在の国有林の状況、あるいはまた今後水源林の造成を大いにやらねばならぬと、また市町村もこういう公有林野の造成をみずから力にしておるという意欲等も相当盛り上がっている部分もありまうので、そういうものも総合的に考えますればこの法案を、まあいろいろ御審議を願うにいたしまして、基本的には賛成をしたいと思います、こういう考え方をしておるわけなんです。

○龜田得治君 まあ議論にわたることにはよいですが、まあ知事としていろいろ経過措置なり、あるいは人員なり機構の問題について聞いておる点があるとおっしゃるわけですが、一方ではあなたがお聞きになっておるように、必ずしもこうならぬのではないかと、必ずしも具体的な動きも出ておるから、やっぱり問題になるのじゃないか。だから、従つてまああなたの条件付き賛成

○参考人(安孫子藤吉君) この四月六日のわれわれが要望いたしました事項については、一つはまあ経過措置についての要望と、今後の公有林野の造成の活発化という問題と、二つあるわけですが、経過措置につきましては、承るところによると、おおむね既契約は尊重していくと、既契約分はそのままやるのだと、ただ合意解約のできるものについてはまあそういう方向をとると、こういうふうに言明があつた、こう承知をしておるわけなんです。

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

という条件というものがちよつと未確定なものでして、これは知事としても、聞いておるとい程度じゃないに、大事な問題ですから、もう少しやっぱりはっきり念を押してもらいたいと思ひます。

で、一つお聞きしたいのは、山形県で従来の官行造林に対して市町村の皆さんがどういふ感じをもつて見ておるかという点ですね、大まかに。私たちとしては、これはまあ決して市町村の、実際に造林能力等が出て、そうして自発的にやるというふうなことが、実際にこう盛り上がつておるなら何もそれを否定するつもりはない。ただし、実際の事情は、それはそういうところもあるかもしれないが、ともかく従来の官行造林というものはよくやつてもらつたということに感謝の気持ち安心しておる。ただ政府が法案を出さうということになると、また違つた気分というものは働く。それはまた別として、こういう法案が出るまでは、官行造林に対してそんなに私たち批判を聞いたことはないし、皆喜んでおる。そういうふうにおもつておるわけなんです、そこら辺の実際の山村の人の気持ちですね、参考人にお聞きしたい。

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○参考人(安孫子藤吉君) 官行造林につきましては、地元関係市町村は非常に感謝をしておるわけですね。従つて、積極的にこの制度をどうこうしてもいいものだ、というふうな考え方はないだろうと思うのです。それから、現在公有林野その他の方策が打ち出されてきた。その際に、私も、きのう、おとといほかの用事で、特に山形

○石谷憲男君 岡庭参考人にお聞きしますけれども、先ほどあなたの反対事由が二つあるわけだが、その中の一つは、要するに市町村の造林能力というものにつきましても、非常に不安があるということがあげられたように思うわけですが、長野県一円につきまして、明らかに不安があるということを確認されるような当たり方をされてみた上、そういう反対事由の一つとなつて、それが取り上げてあるかどうかということが一つですね。

それから、現在国有林野事業に従事しておる職員並びに労働者の労働条件が現実的に低下されると、こういう問題を私も聞かされておるわけなんです。が、先ほど来、御意見の中には、造林以外の一般職種の問題につきましてもだいたいございまして、それを取りはずして、当面の問題になる官行造林事業に従事しておる職員定期あるいは定常勤常備、こういう人たちのいわゆる労働条件の低下についての不安というものが、現実の問題としてどういふ姿で起きておるか、これを一つ具体的に伺っておきたいと思ひます。この二点について。

○参考人(岡庭正幸君) 第一点の問題については、私も全県下に組織を持っておりますので、つぶさに関係市町村に参っております。そうしてその中で言えることは、先ほど田畑参考人がおっしゃられたように、ばく然とした将来の不安ということもありまして、うけれども、そういうことでなしに、公園移管によつての実際上の運営、それからさらに、かりに造林実行者が地元市町村になった場合の能力の問題、それから現に、多くは奥地林に官行造

林地を持つてゐるわけでありまして、これがもし同じような条件で将来も行なわれるということになれば、奥地林であったということによつて、従来各市町村がみずから造林を行ない得ない状態にあつたわけでありまして、そういう点で再びどうにもならない段階が来る。また労働需給の關係から今日判断いたしましたとしても、各市町村ともそういった余剰労働力の持ち合わせがない、こういうふうなことが、実態としてあるわけでございます。従つて私も、ただ単に臆測で各市町村の現実を申し上げてゐるわけじゃなくて、あくまでも現実に実際に当たつてその現地の実情を調査した中から申し上げておるわけでございます。

それから第二点の労働条件の低下について、一般的なところはさされておる、こういうふうなお話でございますが、たとえば今回の雇用の問題等が、長野営林局管内には、相当問題点として発生しております。そのことは、どういふ形態になつてゐるかという、全般的な雇用の格好での争点として出てゐる、これは確かにその通り大多數がこういうことでありますけれども、しかし、官行造林を阻止するといふと、各営林署にも大なり小なり影響があるわけございまして、そのことによるしわ寄せといふものが、あるいは職種の変更なり、あるいは老年者の首切りなり、あるいは積極的な首切りなりが意図されておる、こういうふうな判断されるわけございまして、私どもとしては、実はこういう問題が惹起されるや、いち早く全般的なそういう立場も含めつつ、失業反対の闘争を組

んだわけでございます。といひましても、これは私どもの当面している実情を全県下に訴へて参りまして、県民の御賛同を得て署名運動を行なつたわけでございますが、官行造林、それから一般的な失業反対の署名運動が、今日ではおおよそ七十五万に達しております。そういう事実を見ましても、いかに私どもの段階で労使關係がきびしい状態であり、さらに失業といふものが現実にはひしひしと迫つてゐる問題であるかといふことを県民各位に了承していただいた、絶大な支持をしていただいている、こういうふうに理解しておるわけでございます。そういう事実を一つおくみ取り願つて御審議をお願いしたいと思ひます。

○石谷憲男君 それで実際におわかりになつておるだらうと思つて、お聞きしたわけですが、ただ水源林造成といふところに、今までのところ、特におよび、官行造林事業の焦点が向いておるわけですが、従つておおよそ奥山だといふことは承知をいたしておるわけですが、ところで、その町村に当たられまして、自分たちが造林者となつて造林をやれといつたつて、とても私たちはそれをやる元氣もないし、能力もない、こういうことなんですか、そこであなたおのゝ造林労働者として季節的に雇用人々は、大体その付近の町村の人なんですか。従つて国有林野事業がやつても、一本々々木を植える人は、その市町村の人なんですか。国有林野事業がやられれば、そういう人は頼めるけれども、われわれがやつたんじや頼めないといふことがあるから、もうあるいはあれやこれやの問題を含めて、とってもそんなことはわれわれはやる

氣もしないし、やる元氣もない、従つてやる能力もないのだ、こういうことを端的にお当たりになつた市町村の人が言つてゐるのか、そういう実情ですよ、お聞きしてゐるのか。

○参考人(岡庭正幸君) 先ほど私申し上げましたが、いろいろな事情があるわけでございます。もちろん、ただ単に一時的現象でその適期といひますか、四月なら四月の一時期を画して植林だけに従事するといふことであるならば、今日大半の営林署ではそういう格好で実施しております。しかし官行造林と同じように、将来継続的にこれを主としていくといふことであれば、これはただ単に一時的な現象だけをとりえて、雇用が安全だといふことにはならないと思つてゐます。そういう意味から考えまして、現在の労働需給の關係をつぶさに検討すれば、各市町村ともそういう隘路があるといふことは現実でございます。

○石谷憲男君 市町村であるから隘路になつて、国有林野から隘路にならぬといふことはおかしいと思ひます。そこで田畑さんにお伺ひしますが、ただいま伊那市会で決議をされました、ということ、私は私に思ひます、だいたいは、私も決議文をちやうだいいたしておりましたからよく知つておりますが、官行造林事業といふものは、やつぱり四十一年の歴史を持つて、最近主伐期に入つて、相当大きなものを市町村にもたらさうといふ意味で、その限りにおいてもこの仕事は支持されておるということはよくお話を聞かされたのですが、それではかりにこれを公園造林で同じようなものを行つて、まあとんどの場合はやはり土地

所有者である市町村が造林者になるといふのが、これはまあ一般である。そういうことでなければ、なかなか、かりにこの法律が通つて、新しい制度でやろうとしても、実際問題として先行きいかぬと思つてゐる。そういう問題で、かりに田畑さんお住まいの伊那の場合には、いわゆる従来は園でやつてもらつたのだが、それにとつてかわつて自分たちが自主的にやつていく、造林事業をやつていく、将来の森林計画の衡に当たつていくといふことは、今の伊那市の現状からいふと、無理でしょうかね、どうですかね。

○参考人(田畑五郎司君) 実はその問題に対して不安があるわけですが、理屈では、今まで営林署でやつていた作業員を団体に置きかえればそれでいいだろう、こういうふうに一応考えます。先ほど来、こちらでお話がありましたように、労働者の状況が非常にそういう重労働をきらうような事態がきて、そして若い者がもうほとんど中小企業に流れていくという現象のやさきでありますので、その置きかえをしたときに、そつくりその通りに置きかえられぬかといふことに一大不安がありますので、そういう点がまさに置きかえられさすれば、そういう点はいいように思ひます。非常にその点に不安があるといふことを、だれしもが言つております。

○清澤俊英君 清井さんにつた一つお伺ひしますが、先ほど、これから伐採期に入つたら収入が大体四十億ある。この四十億の使い方について考えなければいかぬと、こうおっしゃつて、それをどういふふうに使ふんだかといふことははっきりしておりません

ね。だから考え方がよりよくなりますと、こういうことになるのじゃないですか。切った木の、今まで金をかけない木の代金が相当町村に入るから、それを使つて自分の造林をやった方がいいのじゃないか、こういう考え方がその中に盛り込んであるのじゃないですか。その点がどうもはつきりしておりません。

○参考人(清井正君) 御質問の点、私は数字はいただいた資料を拝見して、こういう膨大な数字になるかなと思つた程度でございますが、資料による数字でございますが、三十六年度以降毎年相当な収入が上がる。たしか官民合わせて四十億か何かの数字だといふことであります。まあ、半分半分にいたしまして、国が二十億、市町村が二十億といふことになるわけでありまして、国の方の収入についてどう使うかといふことは、これは私自身として申し上げるべき限界を越えるわけでございますけれども、ただ法案を拝見いたしますと、十億の出資を森林開発公団にいたすといふことであります。今後森林開発公団で水源林の造成をさらに拡大してやうと思へば、相当膨大な資金が必要でございます。また、相当この公団の事業実施について御批判があるわけでございます。そういう場合につきましても、相当の資金をやはり公団として持つておりませんと、新しく実施する事業がうまくいかないだらうと思ひます。従つて官行造林による主伐の国の収入といふ分は、この水源林造成のための公団に必要な資金といふものと密接な関係を持たしていただく方が、せつかく公団が水源林造成をやるならば、こういう点で密接な関係

を持つた方がいいのじゃないかという感じを持つておられるわけですから申し上げたいわけがあります。一方、民間の資金でございますが、これはたまたま官行造林をしていく町村でございますれば、伐採した跡地に植える場合において、今度は自主的に、相当市町村の自主的ないわゆる造林を大いに促進したいという御趣旨のようでございます。そうなりますれば、その資金を元として自分で造林をされるということもけっこうでございます。あるいは分収造林といふ問題もございまして、要するに、この資金について当該市町村としてお使いになる道は相当あるだろう。やはり問題は、全部というわけにはいきませんけれども、この収入によつて上がった相当の部分は、やはり林業に還元するといふふうな考えられたいのじゃないかという感じを持つて私は申し上げた次第であります。

○委員(藤野繁雄君) 速記をとめて。
○委員(藤野繁雄君) 速記をつけ。
〔速記中止〕
○委員(藤野繁雄君) 速記をつけ。それではこれでしばらく休憩し、午後は一時半から再開することにいたします。午後零時十九分休憩
午後一時三十八分開会
○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き森林開発公団法の一部を改正する法律案、(閣法第四五号)及び公有林野等官行造林法を廃止する法律案(閣法第四六号)のいずれも衆議院送付を議題とし、両案についての参考人の御意見に対する質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○小林孝平君 安孫子さんにちょっとお尋ねいたしますけれども、午前にお述べになったところによりますと、知事会においてのこれに対する要望、いろいろ六点ばかりございましたが、大体それは満足すべき状態においてこれが施行になるようだ、こういうお話でございます。

そこで、それに関連してお尋ねいたしますが、知事会では、この従来のやり方に比較して、今度の公団によるやり方が関係者に不利にならないようにといふことを要望されておられたのですけれども、実は自治省の行政局長と林野庁長官の了解事項といふものがあります。御存じだと思ひますけれども、この了解事項を見ますと、「市町村の土地所有者としての分収割合は五〇%を標準とする」と、こういうことが書いてあります。そうしますと、「分収割合は五〇%を標準とする」と、こうなつておきますと、これは五〇%を下ることもあるわけなんです。そういうことになるに従来より不利になる、こういうことになるわけですから、これも、こういう点はどうかお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(安孫子藤吉君) この点は五〇%を下らないようにせよとてもらいたい、こういう知事会としては要望をいたしておるわけでございます。○小林孝平君 そこで、先ほど、そういうふうないろいろ要望された、要望した点は大体実現するように了解したと、こういうふうにおっしゃつたように思ふのですけれども、下らないようにしてくれと、こう要望されたとおっしゃいますけれども、この了解事項では、「五〇%を標準とする」と、こういうことになっておりました、しかもこの了解事項は、これを取り消すとか、変えるといふことをしないといふふうに林野庁の長官は言つておられるのですけれども、その点からいいますと、今、安孫子さんがおっしゃつたようなふうにはならないように思ふのですが、どういふふうにお考えになっておりますか。

○参考人(安孫子藤吉君) まあ御見解であります。私も、私どももいたしましては、従来の分を下回らないように、一方そういう自治省との間の約束がある。そうすると、その点は不安じやないか、知事側としてはどうか考えるかといふような御質問になるわけでございますが、私も、私もいたしましては、市町村の現状また財産造成という観点から、ぜひ、これは法案に出て参りますかどうか承知いたしておりましたが、運用の面等におきまして、従来の分収割合を下回ることのないように十分一歩お考えを願ひたい、こういうことをお願いするよりはかなからうかと、こう思ひます。

○小林孝平君 それからもう一つは、やはり従来より不利にいろいろならぬといふように建前からいたしますと、やはり同様にこの了解事項には、「水源かん養のための造林に限定し将来とも他の公有林野へ拡大しないものとする」と、これは開発公団が今後行なう分については、こういうことが書いてあるのですけれども、こういうこと

とになりますと、従来のやつておつたものに比較して、非常にやっぱり不利になるのではないかと思ふのですけれども、この点はどういふふうにお考えになっておりますか。

○参考人(安孫子藤吉君) この審議の過程にももちろん私も参加しておるわけでございますので、大綱について私どもはさうに承知しておるののでございまして、今一々の問題につきましてその点の念押しの意味の御質問であるわけですが、この点はまだ十分検討はいたしております。

○小林孝平君 もう一つお尋ねいたしますが、山形県議会で、三月二十七日、県議会で決議をされました、この官行造林事業の公団移管については反対である、従来どおり、公有林野等官行造林法により実施することを要望する、という意見書を内閣総理大臣、農林大臣宛てに提出されておるわけでありまして、民選知事として安孫子さんは、この山形県議会の決議に対してどういふふうにお考えになりますか。

○参考人(安孫子藤吉君) 県議会において、さうな決議をいたしましたことは、私もあとで承知をいたしました。この点については、この法案の内容等について、いろいろとまた私の考えも話をいたしまして、この点について同調するように今後努力いたしたい、かように考えております。

大体意向というものを、前に申し上げましたように、この問題について意見の統一をいたしまして、それが先ほど申し上げたような結論になっておるのをごさいます。この間、自分の県に於いての調整につきましては、なお今後努力をしていかなくちやならぬ、かように思っております。

○小林孝平君 知事公議の決議もございませうけれども、その決議は、元ほどこちよと一、二指摘しましたように、大体安孫子さんはその決議の趣旨に沿って法律が運用される見通しだと、こうおっしゃったのですけれども、ただ、例をあげたように、必ずしもそうなるおらない。さらに県議会がこういふふうな決議をした、こういう情勢では、私は民選知事としては、むしろ知事公議の決議というよりも、この県議会の決議を尊重して、これを説得するのでなくて、この決議を取り上げて、むしろこの法案が通過しないようにやられるのが、民選知事の立場でないかと思うのですけれども、いかがでございますか。

○参考人(安孫子藤吉君) 御意見十分一つ承っております。

○小林孝平君 ちょっとその御返答がむづかしいかと思ひますけれども、ただ承っております。ちよと困るのじゃないかと思ひます。私はこの機会に、民選知事を長い間おやりになつておりますから、知事の心がまえというものを聞かしていただければ非常に幸せだと思ひます。

○参考人(安孫子藤吉君) そういう考へ方もございませうし、また事案につきまして、より深く掘り下げて検討をいたしまして、そうしてまたお互い

の考え方を持ち合うということも一つの方法だろかと思ひます。絶対にこうした決議があれば、それに全部従わなくちやならぬ、これが民選知事の義務であるというふうな、私固くは本件について考えておられません。

○安田敏雄君 岡村さんにお尋ねいたしますが、先ほど費用負担方式の説明の中で、ドイツの例、宮城、岩手のバルブ植栽に関する例をあげられまして、その中で公団の持つおる費用負担方式と、例示したものの中の負担方式では、質的に異なる、こういう御説明があつたわけでございますが、あなたの考え方としては、どういふ方法が一番森林開発の建前上理想的であるか、お尋ねしたいと思ひます。

○参考人(岡村明達君) 私が先ほど、公団の費用負担方式があまり類例がないと申し上げましたのは、造林者の性格の問題に関連して申し上げたのであります。今のドイツの官行施業主義の場合、それから東北バルブがやっております、岩手県と宮城県の県行造林の場合、造林者が国もしくは県であるというところなであります。これでは、この水源林造成事業につきまして今まで林野庁がとられた態度は、この水源林のような奥地の造林のような場合には、単に植付費、植栽費だけを国が支出する、そしてあとの保育なり保護なりを土地所有者にまかせるという形では生育に対して自信が持てない、つまり土地所有者が技術上、また森林経営上、そういう最後までめんどうをみていく能力がないのじゃないか、でありますからこれについては国あるいは県のような技術陣を豊富にそろえたところで最後までめんどうをみていくということ

がいいだらうということで、実は昭和三十三年まで公共事業の国の負担で水源林造成補助事業というものがあつたのであります。それをやめて官行造林事業に吸収してやつてきたわけでありまして、その際に林野庁の説明としては、この水源林造成事業という、つまり土地所有者に新植費を全額補助してやらせるといふやり方を本来ならば県行造林の形で切りかえていくのが好ましい、しかし、県の財政状態からいって、それが現実問題としてできないからして、官行造林でやつていくのだ、そういう説明であつたわけでありまして、私はそういう考え

方が現在の市町村、あるいは民間の私有地の水源林造成事業の場合にも妥当な考え方じゃないかと思つております。と申しますのは、たとえば市町村を例にとつてみますと、これは農林省の統計調査部の調査であります。現在の市町村で山林の管理機構を備えているのは三〇％足らずで、あと七〇％は何らの技術者もかかえていない、管理機構を持っていないわけでありまして、そういうふうな実情のところへもつてきて、公団の費用負担方式で、ただ金だけ出してやるというからあとのことはやってくれというやり方では、早急に市町村としても対応できないのじゃないかという気がするわけでありまして、でありますから、私といたしましてはやはり最後の伐採まで国ないし県がめんどうをみて、つまり現在の官行造林を継続していくか、これがどうしてもできないならば、公団ではなしに県に出資をいたしまして県行造林でやつていくかといふいずれかし

か考えられないのじゃないか、かように考へておるわけでありまして。

○安田敏雄君 それから第二点といたしまして、今度の公団がやるようになりまして、今度の公団に移管されるところと、分取歩合の説明の中で、造林者に対するところの義務規定、義務内容ですが、そういうものが明らかにされておらないといふことを説明されたわけでございますけれども、具体的にどういふことをやつていくといふ心がまえでおられるか、その点を聞きたいと思ひます。

○参考人(岡村明達君) それは現在の分取造林特別措置法の中で、これは長官通達でございますが、造林者の義務内容を明確に規定しているわけでありまして、それで今度の新しい公団造林も、分取造林特別措置法に基づいてやるんだという建前になっておりますので、私は当然造林者についても同じような義務が賦課されるのじゃないか、そういうふうな思ひわけでありまして、その義務内容はどういった点かと申しますと、先ほど一応申し上げましたけれども、もう一度申し上げますと、第一に造林者が管理業務費の一部を負担するということになっております。管理業務費は費用負担者が大部分負担するわけでありまして、その一部を負担する。それから第二に、林道を設ける、その他の公共施設を設ける場合に、その受益者の負担金の一部を造林者が負担するということになっております。それから第三に、災害が起きた場合、そして再造林が必要になつてきた場合に、その費用負担は費用負担者と造林者と土地所有者との分取歩合

に應じて出すということになつていくわけでありまして。

こういふ義務があるからして、そこに造林者の分取歩合というものが認められたわけじゃないかと思ひます。ところが、今度の公団造林の場合を考えて見ますと、実は昨日業務方法書というのをいただきました、それを見たのですが、こういふ造林者の義務について触れてないわけでありまして、しかしながら、他方で造林者に対して一〇ないし二〇％の分取歩合を与えるということになつていて、その間の関係がどうも明瞭でない。つまりもし造林者が一切の資金を出さない、労力も出さないといふことであれば、分取造林の建前からすれば、造林者に分取歩合を与えるのはおかしくないかといふことになるわけでありまして、当然そこに今申し上げましたような義務が伴うと思ひますが、その辺が明らかにないといふし、またさういふことを市町村なり、あるいは自治省関係なりに御説明になつていないんじゃないかといふ点に対して、私は疑問を持ったのであります。

○安田敏雄君 それから、これは今後の審議にも関連する問題で、すけれども、先ほど時間がなくて岡村さんの方では御説明が足りなかつたのでありますが、分取歩合と保安林の関係について、どういふお考えを持っておりますか、簡単に一つ御説明願へれば幸いと存じますけれども。

○参考人(岡村明達君) まず最初に分取歩合について簡単に申し上げます。これは先ほど質疑の中にもございまして、第一には市町村に対しては五分五分を原則とする、こういうことなん

であります。これは自治省との了解事項でそういう線が出てきているわけでありまして、この点については、しかし林業基本問題答申との関係で、これが確かなものと言えるかどうかという点が一つあるわけでございます。と申しますのは、これはおそらく二月四日の時事通信であったと思いますが、時事通信の地方行政版で、この五分五分が確定的じゃないというような記事が出ています。つまり、これは林野庁の説明として出ているわけですが、その中で一応官行造林の森林開発公団移管を実現するために、五分五分という協定を結んだんだけれども、これは暫定的であって、将来林業基本問題答申の公有林野政策を進めていく中で、また変わるかもしれないということを説明しているというふうにあるわけでありまして、この点が非常に問題じゃないかと思うわけです。これは結局、基本問題にありまして、この公有林野政策をはたして否定するのか、あるいはそのまま実行するのか、あるいは修正して、新しい公有林野政策を考えていくのか、その点の根本問題につきまして、林野行政の態度が明確でないがために起こってくることでありまして、私は、やはり、単に、官行造林の分収歩合がどうということよりも、公有林野政策というものをどうやっていくのかという点をはっきりさせることが、市町村の疑惑を解消していく前提の問題じゃないかと思うわけです。それから第二に、市町村の場合とはまったく異なしまして、私有林に対して三〇ないし四〇%という分収歩合を発表しているわけですが、これも基本問題答申との関係で疑問がある

わけでありまして、三〇%ないし四〇%という地代は、戦前の高価小作料に匹敵する高率の地代であります。これを、答申が出た今日、なお、こういう高い地代を維持していくということ、政策的にも疑問があるのじゃないか。私有地に対してでございますけれども、不当に土地所有者を保護することになるのじゃないかというふうに私は思うわけです。この点につきましては、実は、この三〇ないし四〇%という高い地代が生まれてきた計算の基礎が示されておらないので、それについて理論的にいろいろのことを今ここで言えませんが、ただ感じること、現在、奥地水源林というものは、とにかく一番採算のとれない土地なんだ、普通林地と比べると、一番採算の土地だということとを林野庁当局は説明しておられるわけですが、こういう地代に、どうしてこの三〇ないし四〇%というように高い地代が生まれるのか、採算がとれて初めてそこに地代というものが発生するわけでありまして、こういう奥地水源林に三〇ないし四〇%という地代が生まれてくる過程、計算の方法といったものにも、かなり疑問があると思うわけです。この点は、その算式が発表されない、具体的に言えないわけでございますが、聞いたところによりますと、たとえば公団の管理費を費用の中に入れてないで算出してあり、あるいは初年度の新植費をやはり費用の中に入れてないというようなことがあるらしいのであります。それから費用を算出する場合の金利を五分五厘という、かなり低いものに見えておる。そういうことからして、地代が高くなっ

ておるといふように聞いておりますが、そういう点についても疑問があるのじゃないかと思ひます。それから三番目に、こういった私有林につきまして、高い地代を、しかも奥地に成立させるということになると、里山地帯の分収歩合は、地代は一向高くなる、土地所有者の取り分が高くなるわけでありまして、これは一般の分収造林を阻害することになるのじゃないかという心配があるわけでありまして、この点は、林業基本問題答申の中でも明確に指摘されているところでありまして、分収造林を推進するためにも、現在の高い地代は低下せなかつたかぬということも言っているわけでありまして、このことと関連して考えてみますと、特に疑問を持たざるを得ないのであります。それから地代に関連するもう一つの問題は、やはり林業基本問題答申との関連でございますが、答申の中で、国土保全上必要な奥地の水源林については、国有の方途を講ずべきであるという一節があるわけでありまして、そういう意味からいって、官行造林というもののに対して疑問を出しているのではないかと思ひますが、ともかく国有という線を出している。その場合に、この答申を実施して、国有を促進していくということになりますと、これは当然買取価格というものが問題になると思ひますが、この公団で考えておりますような、三〇ないし四〇%という高い地代を奥地に成立させることになると、当然地価が高くなり、買取価格が高くなり、国有が困難になるのじゃないか、そういう疑いを持つわけでありまして、時間があ

りませんので、簡単になりましたけれども、分収歩合につきましては、大体そういう点に問題を感じるわけです。それから保安林行政との関連ですが、この点は、実は昭和三十一年に法改正をやりまして、公有林野から私有の水源林に官行造林を広げていく。その際の、あのときは石谷さんが長官のときであったと思いますが、石谷さんの説明では、水源林造成事業は、保安林ないし保安林予定地を対象とした事業である。そういうことを言っておいた。しかしながら、今度の森林開発公団が行なうところの水源林造成事業を見ていくと、水源林と申しますと、いかにも保安林的な印象を受けるわけでありまして、必ずしも保安林ないし保安林予定地に限らないというふうな線も出ているわけでありまして、この点がかなりあいまいじゃないか。水源林という名前でもって保安林にならないような普通林地に造林していくというふうなことになるか、そういうことになると、私有林の地主を不当に擁護することにならないかという気がするわけでありまして、この点は、先ほど申し上げました地代がかなり高いという問題と関連していいと思います。非常に疑問があるわけでありまして、やはり私は、昭和三十一年に法改正の際に言われましたように、保安林ないし保安林予定地に限定するという態度を明確にすべきではないかと思ひます。まあ、保安林につきましては、大体そういうところが問題じゃないかと思ひます。

○北村暢君 私、きょう参られましたが各参考人に御質問したいと思ひますが、まず、田畑さんにお伺いしたいのですが、官行造林の廃止をして、今度公団に切りかえるということ、は、いつごろ伊那では知られたでしょうか。ことしになってですか。去年のうちからわかっておりましたか。

○参考人(田畑五郎司君) この問題は、二月ごろからぼつぼつ話がありまして、

○北村暢君 安孫子知事にお伺いしたいのですが、安孫子知事はいつごろこの問題、お聞きになったでしょうか。

○参考人(安孫子藤吉君) この官行造林について、一つ今後積極的に公有林野政策を押し進めていきたいのだ、という意向のあること、内容については私は承知いたしませんでしたが、そういう意向のあることは、昨年の半ばごろ聞いたことがございます。しかし、現実にはどういう形に於いてやるのだという話は、全然その後知りませんで、おそらく二月の半ばごろだったと思うのですけれども、全林野等が、こういうことになっておるので、この点について知事はどう思ふか、こういうような話に見えましたので、そのとき初めてその内容というものを私は承知しました。

○北村暢君 それで安孫子知事にお伺いしますが、そうしますと知事会で、これは私の聞いた範囲だと二時間か三時間、だいたい議論になったそうでございます。こういうごく簡単な法律で思ふのですかね。従つて知事さんとする、こういうことでなかつたかと思ふのですけれどもね、事情はいかがでしょうか。

○参考人(安孫子藤吉君) これは四月の五日でございましたが、全国知事会を開催いたしました、五日と六日であったかと思いますが、いろいろ当面の問題について話し合いをいたしました、六日の日にこの問題が関係県から出まして、論議が行なわれ、この問題だけで三時間も費したということじゃなかったかと思うのですが、かれこれ決議案というか、要望書を作成する時間等も入れればそのくらの時間がなかった、かように思っております。

○北村暢君 ここでは府県の指導事務費ということだけうたっておりますけれども、町村の方は問題にならなかったでしょうか、あまり町村のことが出ていないのですが。

○参考人(安孫子藤吉君) 町村のことは、その際論議にはならなかったです。そこで、これはまあ相当早急に取りますとめいたしたので、個々の事項に平仄を合わせる意味からすれば、あるいは市町村の事務費等についても掲記する筋合いでもあらうかと思うのですが、しかしまた分収歩合の面ですと、問題が解決できるということであれと思ひますが、その点についての十分な掘り下げはなかつたです。

○北村暢君 それでは知事並びに田畑さんの御同意的なものでしょうか。

○参考人(安孫子藤吉君) この際公府林野官行造林法の廃止に關しての法案、また今後の方向というようなものについて業務部長から説明がその際あったと思ひます。説明を聴取いたしましたその際、林野庁に對しまして四の事項を特に掲記をいたしまして、この点についてどういふ措置をとるのだ、こういうような話し合いをいたしておらないと記憶しております。この要望書を作成する際に、やはり府県事務も相当増加する見通しであるから、この点については一つ善処方を要望すべきじゃないか、こういう意見が出ましてこれを追加いたしました。この点についてはどの程度やるかということについては、何らはっきりした回答と申

しますか、結論というものは聞いておられません。

○参考人(安孫子藤吉君) 町村のことは、その際論議にはならなかったです。そこで、これはまあ相当早急に取りますとめいたしたので、個々の事項に平仄を合わせる意味からすれば、あるいは市町村の事務費等についても掲記する筋合いでもあらうかと思うのですが、しかしまた分収歩合の面ですと、問題が解決できるということであれと思ひますが、その点についての十分な掘り下げはなかつたです。

○北村暢君 それでは知事並びに田畑さんの御同意的なものでしょうか。

○参考人(安孫子藤吉君) この際公府林野官行造林法の廃止に關しての法案、また今後の方向というようなものについて業務部長から説明がその際あったと思ひます。説明を聴取いたしましたその際、林野庁に對しまして四の事項を特に掲記をいたしまして、この点についてどういふ措置をとるのだ、こういうような話し合いをいたしておらないと記憶しております。この要望書を作成する際に、やはり府県事務も相当増加する見通しであるから、この点については一つ善処方を要望すべきじゃないか、こういう意見が出ましてこれを追加いたしました。この点についてはどの程度やるかということについては、何らはっきりした回答と申

のが、公団になつても大して変わらない、こういうふうな理解でおられたか、この点を一つ御説明願ひたい。

○参考人(安孫子藤吉君) その点は官行造林について長い歴史もあるし、これが相当市町村の基本財産造成等にも貢献をいたしておる。この点についてはみんなひとしくその効果というものを認めております。しかしながら、昨今は若干状況が違つてきましたけれど、官行造林事業が積極的に非常に拡大をしていく、国有林野事業の姿において拡大をしていくということは、なかなかむづかしい問題がある。こういう建前を変更してこういう方向でいけば、さらに官行造林的な事業が伸びると、こういう方向で問題が考えられておる、こういう説明を聞いた記憶がございます。またわれわれは要するに、この国でやる官行造林ということだけに限らず、公有林の拡充整備ということとが非常に重要な問題でございますので、そういうことが達成されるならば、むしろその方法もいんじやないか。こういう考え方を持ったように、これはめいめいの考え方は若干違ふと思ひますけれども、そういう大体結論といつていいんじゃないかと思ひます。

○北村暢君 田畑さん、どういふふうな感じを受けておられますか。

○参考人(田畑五郎司君) 私の方では大体変わらないうとと思ひます。と申しますのは、この土地所有者、あるいは費用負担者、造林者というふうな問題がそれぞれ示されておる、そういう数字を示したわけでございますが、しかし公有林野等については今後、今後というか、今までのよう

なふうに五〇%ずつの分収というふうな線に大体なるだろうというふうなあいまいな説明でありますから、書いてあることとこの説明のあいまいさによりまして、これは不利益であるといふ結論に至つたのであります。

○北村暢君 そこで、安孫子知事にお伺ひしたいのですが、従来の分収造林特別措置法に基づく分収造林、これはおたくの県でもおそらくやっておるじゃないかと思ひますが、おたくの県で費用負担者になつておる分収造林といふのがございますかどうか。

○参考人(安孫子藤吉君) 私今具体的に記憶にございせん。まああるにはあるのじゃないかと思ひますが、それは承知しております。

○北村暢君 そうすると、お伺ひしたいのですが、従来の分収造林法といふのは、どういふ形でやっておられたか御存じでしょうか。

○参考人(安孫子藤吉君) これもまあ私はっきり承知しておりませんが、あるいは東北パルプ等が土地所有者との切り分けによつて若干やっておるものがあるのじゃないかと思ひますが、それがどういふ形勢、どんな現状になつておるかといふことは私承知しておりません。

○北村暢君 その分収造林といふのは二者契約、あるいは三者契約になつて、土地所有者と費用負担者とそれから造林者との三者がおつて、いずれか二者が一人である場合があるわけですね。その場合、特別措置法による分収造林といふのは費用負担者が造林者になつておる。大部分そうです。従つて、県が費用負担者である場合には県が揃えておる。従つて、これは県行造

林とはほとんど同じようなものです。それからパルプ会社が揃える場合、費用負担者である場合、金を出す場合もパルプ会社が揃えるのです。そうしてこれの維持、管理といふのは費用負担者が、造林者が維持管理の責任を持つと、こういうふうになつております。

従つて、県が費用負担者で、県が揃えれば維持、管理は県がやる。その中でこの土地所有者であるものが一部の管理事務について責任を持つておる、費用負担者と造林者が全部じゃない、維持、管理の責任を一部持つわけです。従つて、造林者なりあるいは土地所有者といふもの、こういうものがこの分収といふことについて、造林者が全部をやつてしまふ、これは土地所有者としての取り分がなくなつてしまひますから、そうじゃないに、その維持、管理の面について土地所有者も一部分取できる、こういうふうなことになるように思ひます。ですから今度の場合には非常に変わつてしまふわけなんです。といふのは、費用負担者が、今までのやつは大体造林者になつて維持、管理をやつておつたのですが、今度の公団は、費用は出すけれどもほとんど揃えない。ごく例外で、どうしても市町村が揃えられないものしか揃えないわけですね。市町村なり私有林が揃えられないわけですね。そこで非常に変わつてくる。従つて、費用は出すが、造林者は、土地所有者が造林者になる。そういうことを林野庁もこれは望んでおります。従つて、土地所有者は費用は負担してもらつて造林もやる、こういうことになるわけですね。そうすると、費用といふものの限界がどの程度になつてくるかわかりませんが、今のと

ころ全額負担するという事になって
いるのです。従って、今までの官が
やっていたと同じように全部やって
くれるのだと、官行造林と同じよう
にやってくれるのだという事にな
りますと、造林者の取り分という
ものがなくなってしまう。費用全
部を負担するのですから。何かこの
造林者が、維持、管理とか何とか
責任を持ってやればいいのですけ
れども、その維持、管理する費用
も何も一切持つというわけです
から、そうすると造林者としての
取り分がなくなってくる。従って
市町村の造林者としての取り分が
なくなってくる。従って市町村の
造林者としての取り分がなくな
ってくる。従って市町村の造林
者としての取り分がなくなってくる。
こういうことになるわけですね。し
かしながら、実際問題として、市
町村は今までは市町村の吏員を使
って何かにやるという事はなかつ
た。官が一切やってくれたわけ
ですから、災害があつても何があ
つても何があつても、今度は市
町村がやらなければならぬので
すから、これは人夫賃とかんかの
費用は出ますけれども、市町村自
身の吏員の俸給まで費用負担とし
て出すか出さないかという事が
問題になってくる。

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

従って、私は県の指導事務費とい
います、そういうものと関連して、
市町村にもやはり何か費用負担を
林野庁から補助金とかんかみない
とおかしなことになるのです。と
ころが、費用負担者は公団ですが、
公団が市町村の吏員の俸給まで
みるかみないかというところは、
これはちょっと問題になってくる
ところなんです。やはり行政官庁
ですから、そういう指導業務とい
えば、やはり政府

から補助金を出すのが建前だと思
います。従って私は府県だけの指
導事務費だけでなしに、町村には、
必ず造林者になるのですから、こ
の費用がかかってくる、こういう
点について、官行造林とは一切同
じじゃない。それから先ほど言つた
災害等が起こった場合ですね、植
えたものが幼令林のうちに雪害で
折れてしまった。そして価値がゼ
ロになった。こういう場合は分取
歩合ですか、これは利益を得ると
も規定された分取歩合で分けるし、
損をしたときもやはりこれは損は
同じにしなければならぬ。これが
分取造林の建前ですから、ところが
官行造林は、災害が起こった場合
は一切官でやっておいたわけだ
から、それは下がるかもしれない
けれども、再造林をするというよ
うな場合でも官がやっておいた。
そこら辺のところは、やはり今
度の公団の造林については明確に
しない。従って、官行造林法を
廃止して、公団がやるのは分取
造林特別措置法で今後やるので
すから。従って従来行なつてお
ります分取造林と、今度やって
おられるわけですから、それで、
今度公団が費用負担者というも
の、一つふたつ形で、分取造林
特別措置法というものが行なわ
れる。それから、性格の変わった
ものが一つ入ってくるわけだ。従
って分取造林特別措置法そのもの
も、何力所か改正しなければなら
ないところが出てくるはずなん
です。ところが、まだそこまでは
いっていない。今、林野庁の考
えているのは、これはおそらく
実施

して、そういう問題が出てくる
のじゃないかと思う。そういう点
が実は明らかになっておらない。
従って薄ぼんやりと、今まで官行
造林をやっていたのと大した変
わりがないのだ。といったやうな
ことで、それなら賛成してよか
らう、こういうことになったん
じゃないか。林野庁の説明を聞
けば、そういうふうになるのだ
から。でも、私も説明に出さ
せていただければよかったのだ
から。でも、そういう点がある
というわけにもいかなかったの
でしよう。だからそういう点
があるという事は、問題はや
はりたくさんある。これは、
法律であるという事だけは、
一つ知事会のせつかつの要
望でございますが、決して不利
にならないという事ではな
く、何となく、何となく、
官行造林でやったのが一番
有利なんですよ。一番有利、
これは間違いないんですよ。
そういう点を一つ、そういう
ところまで知事会ではお話し
になった。じゃないかと思
うのですが、どうなん
でしょう。

〔参考人(安孫子藤吉君) 今触れ
られた問題点まで十分な論議
を尽くして要望書が作成され
たという事と申します。いま
せん。もう少し大局と申しま
すか、大筋のところではこの
要望書が作成されたと思いま
す。

○北村暢君 それじゃあ、次に
清井さんについてお伺いた
したいのですが、第四点目に、
森林開発公団でやる事が、
国が実施していたときより
もより弾力的であるから、
国から公団に切りかえるとい
うことは、かえって公団に
期待できるのじゃないか、こ
ういう趣旨の御説明であつた
と思うのです。しかしこれは
十分慎重に考えなければなら
ない、こういう話のようであ
ると思いますが、この公団の
能力というものが、どのよう
に判断されているか。私も公
団というのは、それは政府の
いわゆる国でやっておる国
営事業、これが非常に悪い
例、お役人仕事で、しかも
予算というものが、縛られて
、そして弾力性がないため
に、経済合理主義に立つた
ところの事業遂行ということが
なかなかやりにくい。そうい
う面からこの公団という事で、
公団というのは役所の非能率
というものを克服して、生産
性向上なり、合理化なりとい
う、より経済合理主義の上
に立つてなされるというの
が公団だ、こういうふう
に一般に公団といふものは
そういうふうな理解をして
いる。役所の悪いところと、
民間でできない公共性
のものと調和するところに
公団の妙味というものがあ
る、そういうことで公団が
発足していると思うので
すが、森林開発公団について
も、国よりもより弾力的で
いいのだ、こういう趣旨の
ように受け取れるのですが、
森林開発公団に対する評
価というものが、今私が申
したような評価であられる
のかどうか、そこで第四
の理由というものを申した
のか、この点一つお伺いた
したいと思ひます。

〔理事櫻井志郎君退席、委員長着席〕

○参考人(清井正君) 御質問の
点でございますが、公団、事
業団といふ事は、さうい
う趣旨の御説明であつた
と思うのです。しかしこれは
十分慎重に考えなければなら
ない、こういう話のようであ
ると思いますが、この公団の
能力というものが、どのよう
に判断されているか。私も公
団というのは、それは政府の
いわゆる国でやっておる国
営事業、これが非常に悪い
例、お役人仕事で、しかも
予算というものが、縛られて
、そして弾力性がないため
に、経済合理主義に立つた
ところの事業遂行ということが
なかなかやりにくい。そうい
う面からこの公団という事で、
公団というのは役所の非能率
というものを克服して、生産
性向上なり、合理化なりとい
う、より経済合理主義の上
に立つてなされるというの
が公団だ、こういうふう
に一般に公団といふものは
そういうふうな理解をして
いる。役所の悪いところと、
民間でできない公共性
のものと調和するところに
公団の妙味というものがあ
る、そういうことで公団が
発足していると思うので
すが、森林開発公団について
も、国よりもより弾力的で
いいのだ、こういう趣旨の
ように受け取れるのですが、
森林開発公団に対する評
価というものが、今私が申
したような評価であられる
のかどうか、そこで第四
の理由というものを申した
のか、この点一つお伺いた
したいと思ひます。

のは、これは今北村先生のおし
やいました通りに実は私も理
解いたしますが、割合に企業
的仕事といふにしても、国
の予算に縛られる関係上、
国が直接事業をいたします
場合には、相当弾力性を欠く
場合がございまして、それ
を公団という形でありま
すれば、具体的な場合は別
といたしまして、考え方
としてはある程度柔軟な運
用ができるのではないか、事
業をいたす場合におきま
しても、当然事業に伴う予
算、それが裏づけとなりま
すし、当然そういうことが
いえるのでございま
す。それから一般民間企業
でありますれば、当然営利
的な仕事になりますとい
う場合もありますので、た
だいまのような特徴を生か
せる仕事につきましても、
やはり政府から離れた一つ
の公企業体といふものを
設置いたしまして、そこ
で公共的性格を持っている
仕事をするということが、
適切なやり方だと私は考
えておるわけでありま
す。

そこで、この森林開発公団が
今度の仕事をやるにつ
いての問題であります
が、私恐縮であります
が、森林開発公団の
内容についてあまり
深く知っておりま
せんので、あるいは不
十分なお答えになる
かと思ひますが、聞
くところによります
と、当初の目的を大
体達成されかけて
おるといふことで
ありますが、関連
林道の仕事が若
干残っており、こ
ういふふうな
お話を承
っております。
ただ、造林
する事業も
基本的には
あつたと思
ひますが、
聞くところ
によります
と、実際の
にはやつた
ことはい
ふことと
ござい
ますので、
こゝろに
ついては、
おそらく
公企業
体として
初めての
事業とい
うことにな

○北村暢君　そこで、清井さんも政府関係機関の総裁なんですから、そういう立場で、私、公庫、公営企業、事業団、公社、これはいずれも同じ似たり寄ったりの性格を持っている。金融機関であると事業体であると、差はあるだけでして、そういう意味でお伺いしているのですが、実はこの森林開発公団というのは、先ほども申しましたように、ほんとは造林をやる事業団であるべきはずなんです。造林開発公団というので、名前を造林事業団とい

森林開発公園でもって林道をつけるものが造林までやろう、こういうことに変わってきているわけですが、そういう公園が私は造林を、官行造林のように官で行なったと同じように、公園が事業そのものを行なうのであったならば、行政上の責任という点からいって、私はこれは非常に適当だと思っております。しかも、高度な、従来の普通林地における造林よりも非常に困難な造林です。しかも造林をやったところは、今後保安林に指定される、そういうお言葉のようですが、保安林になる

施業に制限を受けるので、間伐、主伐でどんどん切るといふわけにはいかなくなる。また成林するかどうかについてもあやぶまれるし、非常にせき悪地だとか無立木地等、非常に荒廢地に造林しようとしているから、造林技術的にいっても、非常にむずかしいわけなんです。これを造林担当の人員が百名か二百名で、全国の保安林の造成である水原林造成というものをやろうとする

して、公団自身は儲けないということなんですね。そうすると、あなたのとこで融資造林をやっておるわけなんですが、金を貸して、低利で長期資金でやっておるのだが、全額国庫出資ということでありませうけれども、その面では若干いいわけですが、事業体としてそういう費用負担者だけであるということが適切であるかどうかという評価は、されなかったのではないかと思う

○参考人 清井正君 確かにその問題は率直に申しましてあると思います。公団がやる場合に、いわゆる費用負担だけじゃなしに、実際費用負担と同時に造林を行なうということも考えられることであり、これがまた公共性を持つ公団としては、一つの仕事であるということも確かに考えられることだと率直に考えます。ただ、私ごくわずかの知識で恐縮でございますが、この法案を拝見し、お話を伺ったのでございますけれども、一方にいわゆる最近勃興して参りました市町村のいわゆる自主

とが一面にございました。一方また、公団が直接造林まで実施するということになりました場合に、一体そこまでのいくことは理想的ではありませんけれども、はたしてそこまでやり得るかどうかということに若干問題があるのじゃないかという気がいたしたのであります。そこで一方、費用だけ負担するという面についてはどうか、これは費用を負担するということになれば、

元市町村の造林意欲を高進し、自主的な造林をさせるということには意味がある、こういうふうに考えられます。また、公団自身の現在能力という点から見ましても、そういう点を考えることが適切であるという判断もあるのではないかと、こういうふうにご意見を申して、私といたしましては、率直に申し上げて、これは両方の考え方があると承知いたしておりますが、諸般の事情をよく

え方をとることもやむを得ないのではないか、こういうふうに考えるに至りませんでした次第でございます。

○北村暢君　それではもう時間が時間満ちるようですから、あまりお引きとめしめても無理かと思しますので、ここら辺で終わりたいと思いますが、ただ一点だけ清井さんにお伺いしたいのですが、今度の公団、特に分取歩合というものの関連で、基本問題調査会の答申案である林業問題の基本問題並びにその対策という中にある公有林対策というものについての趣旨とこれは合致

○参考人(清井正君) 詳しく答申を勉強いたしておりますが、大体の方針は私も読んで勉強いたしましたわけでございますが、先ほど来ちょっとその点について問題が出たかと思いますが、私はまだまだ林野庁といたしましても、基本問題調査会の答申に基づいても、全体の林野政策については御検討中であると思っております。そこで、全体的な林野政策の一環として国有林を含

て、同時にあるべき公有林自体の措置もまた別途研究されていると私は考えているわけですが、そういうような動向の過程におきます今回の措置でありますけれども、私といたしましては、いろいろ御批判もあるかもしれないですが、何うところによると、本来の公有林事業は相当膨大な事業になるので、この事業主体を変えていく、変えていくのは唯一の公営企業体であ

相違高進するようにやっていた。こういうような意向もあるようでございまして、私ども感じといたしましては、前回の基本問題調査会の答申に沿っている一つの行き方であるというふうに考えている次第であります。

○委員長(藤野英雄君) 他に御質疑もなければ、二法案について参考人からら御意見を求めることはこれをもって終ります。

参考人の各位におかれましては、長時間にわたり御意見をお述べいただき厚くお礼を申し上げます。

続き二案に対する質疑を行ないます。
御質疑のおありの方は、順次御発言を
お願いいたします。

○北村暢君 この前に続きまして御
質問いたしますが、官行造林の実施の
経過でございますが、これについて実
績の調査によって資料を御配付願って
いるのでございますが、それによりま
すと、大正九年六月から三十一年ま
で参りました三十七年間の契約牛

間の平均件数が大体四十三件、一件当りの平均面積が百七十八ヘクタールであります。法律改正後の三十一年から三十五年三月までの五年間の契約件数は七百九十四件、面積で五万七千六百六十二ヘクタールで、一カ年間の平均件数が百五十九件です。一件当たりの平均面積が六十四ヘクタールであります。ところが、今後の公団造林でやろうと

している三十六年から四十四年までの九カ年間の契約件数は、一万四千四百四十二件、面積で二十三万二千ヘクタール、一カ年平均の件数が千六百四件であります。そうして一件当たりの平均面積は、十六ヘクタールである。こういうふうに林野庁でも、政府も説明しておりますように、零細化、分散化が行なわれてくる。こういうことのようにございしますが、まあ三十一年以降の改正後と比較しても、一年平均の件数が百五十九件、これが今後は約十倍の千六百四件になろうとしておるわけです。一件当たりの平均面積は、先ほど申したように、約五分の一になっている。こういう非常に零細化、分散化していく、しかもこれが水源林造成というむずかしい問題でございす。これを今、公園造林でもってやっていく、こういうことになるわけでございますが、提案理由で説明をいたしておりますように、確かに零細化、分散化いたしまして、国の事業としてやる分において不適当である。あるいは国の事業分量がふえてきて、これらの積極的な事業というものは、国でできない。こういう考え方の反面、わずらわしさを避けて公園造林にこれらのものを持っていったというふうにしか私は感ぜられないのです。一体全国三百幾つの営林署を持ち、何千という担当区を持っている国有林の機能ですら、なかなか完全にできないというふうな問題について、公園造林が、先日米説明のありました公園の組織でこれをやっていくということについては、私は非常にこれは危険じゃないかというふうに思うのです。水源林の造林のための人員が、六十三名で

もってこれをやっていく。一体この公園に切りかえて、これらの問題がやってくるかどうか。従来は営林局が十人、関係営林署が二百十九、担当区が七百九十五担当区です。それから所要人員については、資料にもありますように、契約業務が二十四人、管理が百八人、新植八十三人、保管百七十八人、収獲百二十三、計五百八十八人で今までやってきた。新植その他については、あまり人員は要らないというようなことにいたしました。収獲業務等がなくなつたとしても、ここでも契約の二十四人というものは、私は営林署、あるいは担当区というふうなものにささえられて、これはやっておるというふうに見るより以外にないと思ふのですが、こういう膨大な機構で担当をしておりましたものが、わずか六十三名の公園の人員で、今言った困難な事業の完遂をしていくという自信があまりになるのかどうか、これは端的に一つお答え願いたい。

○政府委員(山崎君) 今後の水源林造林が零細化し、分散化するということ、これは御説の通りであらうと思ふのです。で既往の官行造林につきまして四十年にわたってやって参つたのであります。特に昭和十三年ごろから昭和十九年ごろまでの間におきます官行造林事業の停滞というものが、大きな影響をもたらしまして、予定計画というもの、達成が非常におくれたという現実があります。まことに遺憾なことではあります。で、今後の水源地帯の造林につきまして、そういうふうな件数も多いという現実があるわけでありす。こういう地帯におきます

造林を適確に行なつて参りますためには、やはり造林事業等につきまして、この事業の計画性等も、国がやるべきですと重要な因子とも相なるのであります。で、御存じの通り重要な保安林の買入れというものを二十九年から実施されておるのであります。これにいたしまして、国が管理、経営するといふ面からいたしまして、その最低規模を三百町歩というふうな線にいたしまして、それ以上のものを買い上げるという施策を現に二十九年から実行しているというふうな点からいたしまして、国が森林の維持、管理をするといふ面からいたしまして、やはり一定の規模というものがそこにあるといふことが最も適当だといふふうにも考えられるのであります。また一方、市町村の行なつております造林についてみましても、三十三年、四年、五年と相なるに及びまして、この拡大造林といふものが、早急に進んで参つておるのであります。拡大造林だけについてみましても、三十五年度におきましては四万五、六千町歩が行なわれております。三十六年度からはさらにそれが増大すると、しかも市町村有林の面積が二百六、七十万町歩と考えられるのであります。その約二割に達するような拡大造林が行なわれてきていふという現実からみましても、市町村等の造林能力、意欲といふものが非常に向上して参つていふことがはつきりいえるように思ふのであります。従いましてこういうふうな零細化され分散化されたところに対しまして造林は、やはりその地元で土地所有者でありまして市町村等が、この実行の責任を持ってやっていたかといふ

ことが、最も適当した方法である。で、分収造林特別措置法による市町村等が、土地所有者であり造林者であるという立場に立つて事業をやっていくといふことが、この地帯の造林を適確に行ない、水源林としての目的を達成するといふ上からいたしまして最も適当であるといふふうに考えておるのであります。

○北村君 あなたはそういうことを言うけれども、腹からそういうふうな思っているのですか。そういう形式的な答弁を聞いているのじゃないのです。私は、大体、今までの営林署が今読み上げた通り大へんな数で、担当区その他があつてやっておる。しかも先ほど言つたように、零細化、分散化していく、これはもうはつきりしている。まともな管理といふことは、もろくはだれがいったってわかり切つてゐる話だ。今までの件数からいって、先ほど言つたように営林署でやっている場合は、契約事務は二十四人で一年間で百五十九件、ところが、今度からやる場合には千六百四件です。三十六年にして、私の方の資料からいっても、三十六年だけでも八百件、九百件かの資料が出ておつたと思ひます。九百四十四件ですかの件数になるわけでありす。三十六年は。ところが、これは平均してあなたの方のこの水源林の計画でいくといふと、一年間に一千六百四件です。今まで百五十九件しか営林署の場合契約してない。今後は十倍以上の契約件数がある。しかもそれがあなたの計画されておる今の配置では、担当しているのが二百十

九の営林署で、担当区が七百九十五もあつて、そのくらのところで管理しているのに、あなたの方の機構では、ここでお出おるよう、出張所が九つくらいでまあ中央も入れて幾つくらいになりますか、ごくわずかな地方の組織でこれをやっていくとしておるわけですね。私はそういう点からいけば、これは、出張所にしてもわずか二人くらいしかいない、従つてこれはもう書類審査で、書類だけで契約する以外にない。現地まで行けるような形にならぬじゃないかと思ふ。実際問題として、東北に二人くらい行つて、青森、秋田、福島から山形、宮城かけて二人くらい職員がおつて契約するのだが、各県かけつり回つて契約しなければならぬ。一体こういう業務が、実際に今までのこの営林局署が担当しておつた業務が、この公園で契約がうまくいくかいかないかといふようなことは、あなたが言つたように、適当でございす。なんのと言つたって、実際問題としてできないのじゃないかといふことを心配しておるのです。どうですか、これは、そのできるといふ理論的な根拠を示して下さい。千六百四件について五十何人か六十人の人間が担当していくのだから、一体これをどういうふうな処理していくのか、具体的に計画的にあなた説明して下さい。そうでないと納得いたしません。

○政府委員(山崎君) 公園がこの事業を行ないます場合におきまして、お説の通りこの零細なものにつきましての契約を、まず公園として行なわなければならないのであります。で、この公園といたしまして、この水源林造林事業に關係します職員は六十三名を予定

いたしておるのであります。この国有林特別会計におきまして、従来これに従事しておる職員が五百八名という資料を御提出いたしております。その中におきましてこの事業の量的な配分から申し上げますと、保育とかあるいは間伐、そういう面の新植、造林等の仕事に關係しております者が三百七十六名であるのであります。管理とか契約とかという面に關係しております職員がまあ百三十二名という形に相なっているものであります。こういう点からいたしまして、もちろん契約關係等の事務はお説の通り増大いたすわけでありまして、この公団の職員六十三名をもちまして、あるいはそれに共通的な仕事をしております四十名の中から、もちろんこれに關係いたしまして、まず契約の事務を促進していくということをお考えなければいかんと思っておりますのであります。この契約にあたりまして最も重要なことと相なりますのは、いわゆる民有林の造林行政の一環といたしまして、この水源林造林というものの一環として考えるべき問題に相なるのであります。治山治水等の關係もあるわけでありまして、その適地に官有造林公団がやるべき造林の予定地というふうなものの、その所有者等に接觸いたしまして、早急に造林すべきじゃないか。こういう方法があるんだというふうな点につきましては、県等におります当面の造林を担当しておる職員というふうな方々も公団に嘱託という形で協力を願ひまして、まずそこで所有者との第一回と申しますか、最先端における接觸もしていただく。それでそういうものを受けまして公団の職員がそれぞれの所有者等に

またお会いしまして、十分制度、方法等を御説明申し上げまして、それでこの契約というものに臨んでいくという形を進めて参りたい。そういうことで進んでいきますならば、予定しております事業はできるといふふうに考えておるのであります。

○北村暢君 今県に嘱託を置くと言われましたが、嘱託の経費は公団が負担するのですか。どうなるか予算書で説明して下さい。

○政府委員(山崎君) 国と機関といまして、地方公共団体等にそういうことをお願いするということはあるように考えております。

○政府委員(山崎君) 嘱託等のいわゆる關係のところに出かけて行くいろいろするといふような経費は、公団として負担しなければいかんと考えております。

○清澤俊英君 今ですね、嘱託という一つの業務がふえればですな、当然、県ではまた業務がふえるんですから、人員を増加しなければならぬという問題が出てきますね。その点はどうかのですか。それほどの県の今の仕事が残っているのでしょうか。

○北村暢君 ですから、予算書で説明してもらえばいいのですよ。

○政府委員(山崎君) もちろん、いろいろ出かけたいろいろなこと、経費はふえるわけでありまして、そういうものを公団等が負担していこうというふうなことを考えておるわけでありまして、

○政府委員(山崎君) 県に嘱託等をお願いするといたとしても、御存じのように県は民有林の造林ということにつきましての指導、監督等につきましては全面的な責任者であるわけでありまして、民有林の造林促進という意味におきまして県としてのやはり責任も、現在までもやっておるわけでありまして、造林計画を県が現地について立てる、そういう場合におきまして、重要な水源地域の造林というふうなものにつきまして、方法の説明とか、あるいは、どういふふうなその造林ができるかというふうなことを、所有者と、そういう機会に接觸していただくということを考えておるわけでありまして、

○北村暢君 ですから、あなたのこの提出した公団の予算書で、どこにその経費が入っているかを説明して下さいと言っているのです。

○政府委員(山崎君) 提出いたしました予算書につきましては、公団の三十六年度の予算は、これを、提出いたしました資料の二十一ページに掲げいたしましたのであります。これの詳しい内容につきましては、なお造林部門につきましては、大蔵省との協議を要するといふ段階に相なっておりますのであります。その詳細につきましてはまだ決定いたしておるわけではないのであります。この支出の欄の一番上のところをごらん願ひますと、造林事業

勘定の部、造林費八億九千七百万、管理勘定への繰り入れ一億三百百万、こういうことに相なっておりますのであります。この管理勘定と申し上げますのは、人件費、事務費といふふうなものを、公団が事業実行いたして参ります場合に、共通的な人もおるわけでありまして、この人をそれぞれの勘定に全部あげてしまふということには、無理が現実上あるのでありますから、事業の量等に基づきまして、公団としての管理費、こういうものを、造林事業、それから林道の受託工事の關係、あるいは公団林道の維持、管理事業といふふうなものに振り分けるというふうな形をとっているものであります。で、こういう中から、その嘱託等の経費は考えていくということになるのであります。

○北村暢君 適当にこの場限りの答弁しないで下さいよ。それじゃ、県にどこに何人かをどうやるかという計画ありますか。どこから何人どこに出すということをはっきりして下さい。

○政府委員(山崎君) その嘱託等は、現在の段階におきましては、その県の水源造林事業の量というものを、予定しております量等を勘案いたしまして、一名ないし二名配置するということに考えておるのであります。また、まだ何県のだれとか、何人とかいうことまでは最終的にきめていないのであります。

○北村暢君 そこで、私はそういうものの、公団が嘱託をするのに、その嘱託費を公団から払う、このこと自体が私は問題があると思うのです。公団といへば、どっちかといへば民間でしよう。県なり政府が民間へ委託をし

て、嘱託を置いて委託するというなら、これはまだ話はわかる話だが、民間が県に嘱託を置いて仕事をやるという制度がありますか。そういう制度はあるかい。

○政府委員(山崎君) 国と機関といまして、地方公共団体等にそういうことをお願いするということはあるように考えております。

○北村暢君 それは、あるようにというのですけれども、これは法制局を呼んで聞かなければならないけれども、民間が県なり政府に委託をして仕事をやるという、この民間から経費を払ってやるということがあるかないか、これは厳重に調べて下さい。私としては、それと一つですね。關係をして、一体この水源林として国が、国土保安の關係からいってこういうところを保安林に指定する、森林法から言えば大臣の指定事項になっているでしょう。そういう保安施設なり何なりについては、保安林行政はあなたの責任なんですよ。あなたの責任なんですよ、保安林行政というものは、水源林も、もし植えたならばこれは保安林に指定することになるかもしれない。またその保安林施設ということになる、こういうことではない。そういうならば、これは当然政府が県なり何なりに、嘱託を置くのには、そういう仕事をやるというものは政府が負担すべきじゃないですか。公団が負担するのですか、そういうことは。

○政府委員(山崎君) 保安林の指定につきましては、その調査その他は県知事にやらしておるのであります。その経費は国が県に対して補助すると

いう制度をとっておるわけでありまして、保安林の調査その他につきましては、そういう制度でこれをやっていくということになるのであります。

○北村暢君 それで、この前からこの水源林造成というのは、保安林行政なのか何なのかということが非常にこのがらからつてしまっているから、行政としては混乱を来たしておるということ、を、私も盛んに指摘しておつた。水源林そのものの問題についてやつておつたのです。あなたが今おっしゃつたように、指定なり、保安林行政というものは、国がやつて、県に委託をしてやるということになつてゐるでしよう。従つて、この公団が今仕事をやらうというやうな、指導とか何とかという業務は、当然県の嘱託を公団が委託してやるのでなくて、政府がやるべきじゃないのですか、どうなんですか。

○政府委員(山崎君) これの造林ということにつきましては契約事務というやうなものにつきましては、この造林者という立場に、造林者と申し上げますか、費用を出す者あるいは造林をする者、土地を出す者というものにおきまして、保安林の問題であるのであります。保安林にそれを指定するとかという具体的な事務としては、国と県が責任をもつてやるということに相なるのであります。契約造林につきましては、直接国がそれをやらなければいかにという正確なものではないように考えております。

○北村暢君 大体それでわかつてきたのですが、そうすると、公団の業務を行なう者を、公団の業務の一部を行なう者を、公団の業務の一部を行なう

う者を県に嘱託として置く、こういうことになりませんか。

○政府委員(山崎君) 公団の業務と申し上げますか、公団が契約まで運んでいく。もちろん契約という事務は、公団がやるわけでありまして、それを一般の民有林等につきまします造林行政の一環として、造林の促進という立場から県にそういうことを協力を願うという意味に考えておるのであります。

○北村暢君 それじゃ嘱託を置くのはあれですか、公団の業務はやらぬのですか。

○政府委員(山崎君) その個々の人に公団というものの造林の制度をよく説明したり、あるいは早急にそういう方法によつて造林を進めてもらいたい、進めたらどうかというふうなことをこの嘱託等の人に協力してやっていたらどうかというふうに考えておるのであります。

○北村暢君 そんなことはこの分収造林法に知事がそういう契約をあっせんしたりすることが書いてある。当然の地方自治体の業務です。そういうことは嘱託でやるべきものじゃないです。この分収造林法をあなたが制定しているのです。契約を結んだり、何なりするのには、そういうあっせんを知事がやることになつてゐるのです。それになぜ公団の嘱託を置かなければいけないのですか。これは分収造林法の第二条によつて、「都道府県知事は、分収造林契約の当事者とならうとする者から分収造林契約の締結について、のあつての申出があつた場合において、これを相当と認めるときは、適正な分収造林契約が締結されるようになつて、これを努めるものとする。」となつ

てゐる。長官の言つたようなことは、これは分収造林法によつてこれは地方自治体がやる事柄なんです。そうじゃないのだ、私の聞いているのは、嘱託を置くというの、公団が行なう仕事を公団の人間が五十六人で足りないから、それで地方自治体にあなたは嘱託を置いて加勢してもらふのだと言つたんじゃないですか。そんなことであるの今言つたようなことは、法律に基づいて地方自治体が当然やることなんですよ、そんなことは。何を答弁してゐるのですか、あなたは。

○政府委員(山崎君) 分収造林特別措置法におきましては、もちろん県知事があっせん等の務をとることは明らかにされておるところであります。しかし、御存じの通り、その文面から見ましても、その所有者からそういうことを知事等に申し出るというふうな一つの前提条件といひますか、そういうものがしかれておるわけでありまして、土地所有者等がこの制度というものを十分認識いたしまして、そういうふうな積極的な希望というものを持つてもらうというやうなことにつきましては、やはり公団としてもそれに努力していかねければならぬというふうな考えますし、そういう点につきまして、県等の協力を求めていくということを考えておるのであります。ただ、特にこれが一般経済林というふうな場合でありますならば、今その積極的な必要もないという議論も出ると思ひますが、九九年等で早急にやつていくことが必要だという重要な水源林帯というやうなものでありますので、これを計画的に行ない、早急に契約するやうに持つていくというためには、そ

ういう努力というものを払つていくということが公団としても必要じゃないかというふうに考えておるのであります。

○北村暢君 あなたの答弁何を答弁しているのか、聞かないことは答弁しないでいいのですから、聞いています。とを答弁していただきたいのです。嘱託で県に置く人は、公団の業務をやるかやらないのかと聞いておる。

○政府委員(山崎君) 先ほど申し上げましたやうな範圍といひますか、種類の仕事につきまして、公団に協力していただくということになるのであります。

○龜田得治君 ちょっと関連して。これは分収造林特別措置法の施行についてという通達がありますが、その第四の第一項に書いてある点ですね、問題は……これはここに書いてあるやうに、土地所有者から申し出した場合にだけ知事があっせんするというわけじゃない。「契約当事者とならうとする者」というあれですから、あなたの方も契約当事者になるのだから、公団が……。それからからあつた場合についても知事が動き得るわけだ。それから第二項によりまして、特に必要となつたところについては、そういう申出等がなくてもこの知事の方が動けるわけですね。だから従つて、この規定からいいますと、PRの程度のことであれば、これは非常に広く、知事がすでに義務づけられておるわけですから、この規定からいけば、だからこれと離れてなおかつ嘱託を置くということになれば、結局は、公団がやるべき契約の締結と、それを公団では人手がどうも足らぬから県の人にかわ

りによつてもらうのだ、こういうところをねらつておるのでなければ、特にそんなわざわざ公団に費用まで払つてそういうものを置く必要がないように私も感ずるのです。県がやるべき仕事としてもうきまつてゐるわけなんだから、従つて、これはきまつてゐることですから、当然これは県が払うべき費用ですわね。そういうPR程度のこと、は、だから実際何と県の人に事実上の契約を結んでもらう、こういうふうな、公団の理事長考へてゐるのと違ひますか。ちょっと理事長に一べん聞いてゐるのです。

○参考人(石坂弘君) ただいまのお尋ねの点であります。私も、私どももいたしましては、今考へております県に対する嘱託といひますものは、大体まあ一人当たり五千円程度に考へておりました。これは旅費程度のことと考へておりました。それで、契約までやつてもらふというふうには考へておりません。が、先ほど来長官から御説明がありまして、いろいろな町村の方々に對する指導、それからそういうことをやつたらどうかという意味の地方当局に協力をしていただく、そういう程度に考へております。契約その他のものは私どもの方の責任でやることにいたします。

○政府委員(山崎君) 県のそういう人に契約の事務をやつてもらふというふうには絶対に考へないのではありません。契約の事務等は、もちろん公団の責任において結ばねばならぬし、また結んでいこうというふうな考へておるのではありません。県の嘱託の方々に對しましては、今理事長からも話がありましたが、先ほど申し上げましたやうに、やはりそれぞれの現地の所有者

の方々に、公団造林というものにつきます。公団の認識を十分に与えていただくという事、これはまた必要で、特に一般人よりも高いというふうな考えを、そういうことに考えておきます。それでどういふふうなその制度によってやるのか、どういふふうな造林、その場合に土地所有者あるいは造林者、そういう者がどういふふうな一体なるのか。これはもちろん御存じの通り、一般の分取造林という分取造林自体も、まだまだこれから大いにPRしていかなければならぬ段階にもあるわけであります。そういう点に主体を置きまして公団に協力していただくという事を趣旨として考えておきますのであります。で、そういう方が希望があるという事になれば、公団の職員が直接それらの人々とお会いしまして、さらに十分話し合つて公団の責任においてみずから契約していくというやり方をしたいと思つております。

○龜田得治君 ちよつとお聞きしますがおね、法律ができて公団が発足した。その場合の公団の方では、どの方面で分取契約をやりたいからという事を県の方に申し出るわけでしょう、おそれらく順序としては、そういうことは何も言わないで、ただ県が法律ができたから自分で自主的に動くという事は、これは考えられぬのですね。やはりあなたの方でどの方面で分取契約をやりたい、こういうことを県に示すことになるのでしよう。どうなですか、これは。

○政府委員(山崎君) この法律が成立いたしました場合には、林野庁といまして、大体それぞれの県でどれくらいのものを三十六年度あるいは三十七年度等にやっていきたいか、契約としてはどの程度のものを考えているか、それで実行はその中でどの程度をやっていくかというものは、われわれの方から、あるいはまた、公団の方からそれぞれ県に出すということはおもひねりでありまして、

○龜田得治君 理事長にお聞きします。林野庁としてはそういう大まかな計画面として出さずして、その契約当事者である公団として、そういう嘱託までお考えになつておるのであれば、やはり県に対してどういふ場所での程度のことをやりたいのか、大まかにはやはり何か言つて出ることになるのでしょうか。そこはどうか、どういふふうな考えているのですか。

○参考人(石坂弘君) その点につきましては、もちろん、林野庁の方の県別契約というものが私どもの方に示されてくると思ひますが、それに従ひまして、当該県のもの、県の方に私どもの方へ出向きまして、県の予定地なり何なりを伺つて、それから具体的に計画を立てたいと思つております。

○龜田得治君 あなたの方はそうすると契約の当事者になるわけですから、それ、ほとんどどう不安というか、そういうものがないような話し振りで、なにか法律ができてから、役所の方から示されたら、それで一つ勉強して、ということのようですね。順序はそれでもよい、それは知らぬのならそういう経路を踏まなければいけません。うが、そういうふうにして役所から示された、それで自分の方で勉強してそれのみ込んだ。しかし、いよいよ仕事にかかると、あなたが責任者なんですから、だからそこで、県の

方に対して勉強した結果、こういうふうな考えるから、この方面へ一つPRをして、くれとか、努力してくれとか、やっばりこういうことをまずあなたの方がおっしゃることになるのでしょうか。

○参考人(石坂弘君) その点は、先ほど申しましたように、まず県と打ち合はせをいたしまして、県内の予定地の所在地なり、あるいはまた希望の町村におきまして、県の方に、これはわがかりますから、それで私どもの方から積極的に出かけて行って、県の方に協力していただく、進言する、そういう順序になると思ひます。

○龜田得治君 そういうことになりまして、対象がだいたいふしばられてきて、そして、県の方が動くということにやっばりなるわけですね。そうしますと、ほんとうの意味の一般的な分取造林を大いにやっていくのだというふうなポスターを張つたり、演説して歩く程度のことなら、これは法律には書いてないけれども、別にどの行政官庁がやつて悪いということもない。しかし、そんなことじゃこれは事業にならぬわけですから、事業主体ですから、結局はあなたが動いて、やっばり調査というものは、ずつと進められてきて、そこで県の方に、お手伝い願う、こういうことになるのが順序だと思ふ。そうすると、その際に県の方が動くというものは、すでに出ておる通達からいいますと、契約締結のあつせんなんですから、だから相当具体的なところまで義務づけられておるわけなんです。義務というか権限というか、とにかくそつちまで入つていくことになっておるわけなんです。だから、その範囲のことは県が当然費用を持っていいわけなんです。これは現行制度ではそれで大体いいわけですね。嘱託も何も要らない。だから特に嘱託を置くというなら、あつせんよりもう一つ先のことがなければ一人当たり五千円にしろ、金まで出して嘱託を置くという意味は、これはなくなつてくる、そうならざるを得ぬ。そういうふうな私は考えるのですが、ともかくあつせん、干渉のもう一つ先のことは、あなたにすれば、これは要らぬことになつてから、理事長どう考えるか、あなたが金を出すからあなたに聞く。

○参考人(石坂弘君) 私といたしましては、先ほど申し上げましたように、契約の締結ということにつきまして、は、むしろこれは公団で責任を持つてやるのであります。ただいろいろこれはもう簡単に話し合ひがつくことありましようが、なかなか話し合ひがつきにくいというふうなこともあろうかと思ひますが、そういう際に県の当局の方に口添えを願うということも、再々あろうかと思ふわけでありまして、そういうことで、初年度から次年度と年次計画を立てて逐次県別にやつていくわけでありまして、そういうものに協力していくという意味で考えております。

○龜田得治君 だからちよつと話してもなかなか話がつかぬ場合もあるから努力願う。つまりそれはあつせんなんです、いゝゆる。まさしくあつせんなんです、そういうことは北村さんが言うように知事がやることになつていくわけです。さらに五千円をあなたの方が出すなら、やっばりもう一つそれから進んで契約締結だな、判こを押すまで

は、それは県の人は行かぬでしょう。しかし判こを押せば、ちゃんといふうにすると、これまで県の嘱託の方がやるのじゃなかったら、それは意味がない。しかしまた意味がないというものは、公団の方が手薄だから、そこまでたやつてもらうという事は、公団の今の陣容では必要でしょうね。だからそういうことなら、そういうことでそこをはっきりしてもらつた方が筋が通るわけですね。契約締結のその一部をやるわけでしょう。判こを押すのはあなたの方ですよ。もう一べんそこを答えて下さい。

○参考人(石坂弘君) 私の考えとしては、むしろ判こをつくまで、先生のただいまおっしゃつたのは判こを押すばかりにしてもらふのだらう、こういうお話のように伺つておりますが、まあ何と申しますか、むしろ私の方で現場に出張つて、相手の方とお話し合ひをして契約をするわけでありまして、それまでの下話と申しますか、根固めと申しますか、そういう面ではむしろ県の方々に現場に向かつていただいてやつていただく。そういうふうなことをおるわけでありまして、

○清澤俊英君 関連。いいところまできています。おね、契約の判こをつくらうと、何にもわからないけれども、聞いていますと、とにかく町村が契約当事者になつて、町村が造林を実行する、こうなんでしょう。そうすると契約するとき、それ自体はあなたの方は経費を負担するのだから、実地の調査もしなければならぬし、いろいろな作業があると思ひます。それをあなた

の方では今契約書を人が足らぬくらいですから、それを全部やるくらいの人數はないのでしょうか。そういうことを考えると、今の問題はひとりで解決していくものだと思うんだ。やれないものをやるんだから、それを県の方で、嘱託費、全部やってもいい。五千円くらい出してやってもいいとあなたに言っておるが、山崎さんはそうじゃない。まあ大体一県一名くらいのこと増員を考へておる、こう言っておる。そういうものが要りますよ。当然ひとりで落ちる。これは落ちていくじゃないかと思ひます。そうしなければ問題はならないのだ。「大体そんなことはできないよ」と呼ぶ者あり）どうなんです。そこあたりどう考へておられるのか。そこがなくて、人が何もなくて、実地調査から経費まで全部計算して経費だつて、山元では地形によつては、いろいろ経費の見積もり方も違ひましよう。あなたの方で数字を出すのだから、それが契約の内容になるのしょう。内容を整へるには、そこまで要りようなんだということですから、ただ契約契約というから問題はないかもしれないけれども、契約をするのには、そこまでの内容は必要じゃないかと思ふ。そういうものをやる。あなたの方には人がいない。そこが問題があるわけなんです。

○政府委員(山崎喜喜) 今お話ししましたように契約の自體の仕事、これの内容といふものはもちろん非常に重要なことでございまして、こういう問題につきましても、公団がその県の嘱託等におまかせしてやるといふわけにはもちろぬいかぬわけでありまふ。公団の職員等が最終的な必要な折衝もし、ま

た調査もいたしまして、両者で話し合つてその負担をどうするか、そういうことを前提にして契約を結ぶわけでありまふ。そういう重要な面につきましても、この県の人等にそれをまかすといふことは、絶対やるべきではないし、やつてはならぬと考へてゐるのではありません。この嘱託等につきましても、先ほど私から御説明をし、あるいは理事長からお話いたしましたような点を考へてゐるのであります。と申し上げまふのは、御存じの通り、今後この二十三万二千町歩を、しかも零細な非常に関係者の多いものを九九年でやろうといふふうに考へてゐるわけでありまふので、県に對しまして、その県の予定がたとへば千町歩あつたといふふうにしたしまして、その希望者といふふうなものがどういふふうなその間に配置されるかといふふうな点

の点でもそのわけでありまふし、どこまでもそれぞれの所有者の方々の認識、話し合ひといふものを前提にしてやらなければ、契約までいかぬわけでありまふ。こういうことにつきましても、県の関係者の協力といふものを必要とするように存するのでありまして、そういう面につきましても協力を県にお願ひするといふふうな考へてゐるのであります。

○北村暢君 理事長に聞きますけれども、五千円出すといふけれども、嘱託費ね。受け取るのにどうやって受け取るのですか。今の公務員は給与の二重取りはできないことになつていますよ。あなたがおつたつて、向こうの人は受け取りませんよ。どういふこと

になつていますか、それは。どうやってあなた渡すんだい、この五千円を。

○参考人(石坂弘君) この点はまだ予算を……

○北村暢君 予算の問題じゃないよ。

○参考人(石坂弘君) いや今予算上一応五千円程度を考へてゐるということ

を申し上げたのであります。また具体的に支出方法をどうするかといふところまで、実はこまかに見つけておりません。ただ、これは実費支弁といふ意味で考へておるわけでございます。

○北村暢君 長官にお伺ひしますが、嘱託費五千円払うというが、地方公務員は公団の払う五千円を受け取る方法がありますか。

○政府委員(山崎喜喜) これはお話の意味はどういふ意味かわかりませんが、いわゆる人件費と申しますか、俸給等の一部という形では払うといふことはできないように考へておるのであります。まして、いわゆる現地に行つていただいたときの旅費という形において、こういうものを「元談じゃないよ」と呼ぶ者あり)払つていかなければならぬといふふうな考へております。この点につきましても、農林漁業金融公庫等におきましても、県にいろいろ面のめんどうをみていただくといふ意味のやはり委託費と申しますか、事務費といふようなものは出しておるわけでありまして、そういう線に沿つた行き方をしたいといふふうな考へております。

○北村暢君 それはね、出してありますけれども、それは嘱託費じゃないんです。昔のように、あなた方古い役人だから嘱託費だんといつて嘱託費もらえると思つてゐるかもしれないけれども、嘱託費をもらふような制度になつておりませんよ、今の給与制度は。地方公務員だつてこれは準じています。公庫から経費は入れますけれども、それは一たんやはり地方財政の中に入つてそして給与として行なわれてゐるので、地方公務員にそれを委託したからといつても、その業務の過重になつただけ金を払うといふような形になつておりませんよ。そういう方法はありませんか。検討されましたか、それは。

○政府委員(山崎喜喜) お話ししました通り、いわゆる俸給とかいふものの形においてこれを出すといふことを考へてゐるのではありません。適当に答弁してゐるのと呼ぶ者あり)先ほど申し上げましたいわけの嘱託といふ言葉が、あるいはまあ昔の嘱託制度といふようなものに関連しまして適當ではないかもしれないませんが、先ほど申し上げましたような趣旨においてこれをやつていきたいと考へております。

○北村暢君 聞けば聞くほど奇々怪々でわけがわからない。今聞かれたから思ひ出して答弁してゐるような答弁としか受け取れない。だから予算にも載つてない。ここに県に委託するならば委託するに、委託手数料幾らといふて手数料で払へばいいじゃないですか、委託手数料でなくて、業務出張するといふのなら、出張したの契約のために出張するのしょう、そうすると公団の業務をやることになるのしょう、一般的に行政指導とか何とかいふことではないのしょう。さっきから聞いているのは、その辺がもやもやして何はつきりしないじゃないですか。

ですか。公団の業務をやるのかやらないのかと先ほどから聞いている。

○政府委員(山崎喜喜) 先ほどお話しいたしました通り、公団の業務と申しますか、この水源地帯の造林の契約を早速に進めていくといふ……

○北村暢君 それは契約の業務なんだよ。

○政府委員(山崎喜喜) それは協力をお願いするといふわけなんです。あなたに、これがいわゆる人件費の一部という形におきまして、公団がそれぞれ県の職員に人件費といふふうなもので出すといふふうには考へてゐないのであります。で、旅費とかいふふうな形において出ていくといふふうな考へてゐるのであります。これは今後県等と折衝いたしまして、県の収入にあるいは繰り入れるといふ場合もあるかと思ひますし、また、それぞれ個々の人に、その現実に應じて支給していくといふようなことになる場合があるかとも思つております。これらの点は今後十分検討していきたいと思ふのであります。要は人件費といふふうなものを負担するといふ趣旨ではないといふふうに御了承願ひしたいのであります。

○北村暢君 いずれにしましても、そこら辺のところはまだ検討されてない。事実問題として人が足りなくて、どうにもならないのじゃないですかと聞いたら、県の方とも、嘱託を置いて、こういう逃げ口上とか私は受け取れない。であまりやつていても今後検討すると言われているのですから検討した結果、あつたつて早くどういふふうにするかきめて、予算書の中にも出していただきたい。

それからもう一つお伺ひいたします

が、公団の予算はまだ承認になっておりません。

○参考人(石坂弘君) まだ承認になっておりません。今大蔵省と案で話し合

い中であります。私の方は農林大臣に申請いたしまして、農林大臣の認可を受けるわけですが、農林省が大蔵省と協議をする、こういうことになっております。

○北村暢君 予算が承認になっていないければ、四月の俸給だの何だのどうやって払いましたか。

○参考人(石坂弘君) その点につきましては、一応近々に予算の認可があるものとして、仮払いの形で支払うことにいたしました。

○北村暢君 どうもだんだんおかしくなってきた。三十六年度予算の認可がないということになれば、さっそくこの認可になる前に私は県の今いった委託費であるとか、何とかいう内容について大蔵省と協議をして、そうして明らかにしたものをもう一度報告してもらいたい。そうでない限り、これは大臣の認可事項になっているからという

ことで、国会では審議権がないというふうになつておる。しかしこういう問題について、私は本質的な問題として疑問があるのです。従ってこれはどういうふうな認可されるか、先ほどいった委託費とかそういうものについてまだ認可になっておらないのなら、一つはつきり大蔵省と折衝した結果を予算書の中に出していただきたい、これは確約できますか。

○政府委員(山崎喜君) 現在この予算は大蔵省と折衝の過程にあるわけでありまして、御存じの通り林道等の関係はすでに問題はないように思つておる

のであります。造林等の部門におきまして国会におきます審議の経緯、そういうものを見まして、大蔵省としても最終的な決定をしたいという考え方もあつて、現在まだその結論に達して

ないのであります。林道その他のものにつきましては、もう問題はないという形になつておるようになつております。これらの点も早急に大蔵省と打ち

合わせたいと思つております。○北村暢君 予算というものは、大体三月三十一日までに認可を取るのが普通なんです。これ、あなたのところだけじゃないですか。今四月何日ですか、二十日ですか、認可が出ていないんで、そんなにだらめなことないでしょう。まあとにかく認可を得てないのですから、認可をしてないのですから、これは長官の責任である。農林大臣が認可するのですけれども、これは長官がサボつていたから、こういうことになるのでありますから、これは一つ早く認可してやらないと予算を使えないですよ。

次にお伺いしたいのは、公団そのものの問題についてお伺いしたいのですが、全額国庫出資のこういう金融公庫あるいは公団、公社というふうなもので、政府関係機関でないものがあるかどうか検討されたことがありませんか。

○政府委員(山崎喜君) 林野庁としては、そういう点を私は研究したことはないのではありません。

○北村暢君 林野庁として研究したことないというのは、はなはだ不見識な話で、あなたのところは答申になつておる、政府に対する答申案、基

本問題調査会の答申案の中には、国有

林野事業は今後公社として検討すべきである、こういう答申案が出てゐるはずで、公社の問題については検討され

ておるのではありませんか。○政府委員(山崎喜君) 公社の問題につきましては、そういう基本問題調査会等の関係もありまして、検討は進めておるのではありませんか。

○北村暢君 公社と公団というのは、差は何ですか。

○政府委員(山崎喜君) 端的に申し上げまして、公社といふものは種々の点で公団、事業団等よりはその運用上国に近い取り扱いがされておる。また、公社の予算には国会の議決を必要とするというふうになつておる。また五現業と並んで公共企業等労働関係法の適用がされるというふうなことに相なると思ふのであります。公団につきましては、それよりもやはり民間という点に近づいたような方向をとつておるのであります。その収支の予算等は、国会の議決を必要とせず、大臣認可だということ。それから先ほど申し上げました公共企業労働関係法の適用がないというふうな点が両者の相違であるように考へております。

○北村暢君 全額国庫出資のものが公社よりも政府関係機関から遠いという、そういう理解で差しつかえございせんか。今度の森林開発公団は、造林関係は全額国庫出資でしよう。

○政府委員(山崎喜君) 全額出資を前提とした公団が公社よりも国に近いか、あるいは遠いのかという御質問であるように思ふのであります。これは公団というものの性格からいたしまして、われわれの段階と

いたしまして、どっちに近いと、公社よりも国に近いというふうな考え方

は、私たちの段階におきましては申し上げかねるのではありません。それらの点は財務当局等から十分意見を聞いてお

答へたいと思います。○北村暢君 もしかりに、基本問題調査会の答申案によつて国有林野事業が公社になつた場合、森林開発公団との関係はどういうことになりますか。

○政府委員(山崎喜君) 公社というふうな場合におきまして、その関連と申しますか、必要な部門に必要な経費を出資すると申し上げますか、そういうふうなことは、特別会計等の場合よりも可能性というものは大きいんじゃないかというふうな考へております。

○北村暢君 そういふことをお伺いしているのではありませんか、公社と公団とが言われたように現状においては公団法が適用になつておるとか、あるいは実体法上からいって、政府関係機関として予算、決算は国会で受けなければならぬとか、こういう差はあるのです。あるのですが、これについて政府関係機関とは、それでは一体どういふものなのか。政府関係機関といふのはどういふものなのか、これについて検討を加えたことはありますか。

○政府委員(山崎喜君) 私たちとしては、十分に突っ込んだ最終的な検討までいたしておるわけではありませんが、政府関係機関というふうな考えまゝは、政府が出資をして、あるいは政府資金、特別な法律に基づきまして公共的な仕事をし、政府資金等がそれに投ぜられるというふうなもの

を政府関係機関というふうな考へるべきかと思つております。

○北村暢君 それじゃ全額国庫出資の機関は、政府関係機関とはいひませんか、森林開発公団は。

○政府委員(山崎喜君) 政府関係機関であるというふうなわれわれは思つております。

○北村暢君 それはそういうことになつておらないのです。政府関係機関といふのは、三公社と八公庫と二特殊銀行以外は政府関係機関になつておらないのです。しかし、これは法律じゃないのです。今の財政の取り扱いがそういうふうになつておる。政府関係機関といふのは、三公社と八公庫と二特殊銀行以外にないのです。公団その他は、これは全部政府関係機関じゃないのです。公社なり、あるいは公団の業務を取り扱つて法案を提案しているのに、そんなことがわからないなら、法案を提案したつてつまらないじゃないですか。どうなんですか、明確な答弁できる人はいないの。

○政府委員(山崎喜君) 先ほど御説明いたしましたように、きわめて通俗的な意味で御説明したわけでありまして、その点は一つ検討して御答弁したいと思ひます。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。

○説明員(佐保幸二君) 答弁がおくれています。はなはだ失礼いたしました。が、私どもの今までの研究では、公社、公団、公庫といふのは、現実に今あります公社、公団、公庫等の性格を研

究することが、その性格といえますか、いわゆる定義づけというふうなものについては、現在あるもののその性格を調べなければならぬ、そういう調べ方以外にはないというふうなことで調べておりまして、それによりまして、公社、公団、公庫の性格というもの、いわば紙一重のもの、非常に通俗的なお答えで恐縮でありますけれども、従来までの研究の経過ではそういうことで、その性格の差は先ほど長官が申されたような形になっております。今北村先生がおっしゃられた三公社、五現業に二特殊銀行という点につきましては、まことに恐縮でございますけれども、確実に調べてございませんで、さっそく今すぐ調べましてお答え申し上げたいと思います。

○委員長（藤野繁雄君）速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（藤野繁雄君）速記始めて。

○北村暢君　今こちらで言われたのは、三公社五現業と言ったのは、私は五現業なんて言わないのです。五現業は入っていない、政府機関ではなくてあれは政府なんです。だから、五現業は政府なんですから。

○説明員(佐俣幸二君)　間違いました。

○北村暢君 大蔵省にお伺いしたいんですがね。今林野庁に対して国有林野特別会計というものは国有林野事業ですね、これは合理化その他の点で公社として検討して、早晩、林野庁としては答申が出ているのですから、検討せざるを得ないところに追い込まれているわけです。追い込まれている。従って私は今お伺いしているののは、もしかりに林野庁が公社というこ

とになった場合、今森林開発公社というものができて、現在あって、これが林道事業の奥地林開発ということだけではないに、造林事業もやるということになると、その造林事業というのは、今まで官行造林でやってあった事業を引き継ぐわけではないけれども、引き継ぐみたいな形でやるわけです。従ってこれは官行造林事業も国有林野事業であったわけです。従ってこの官行造林事業が森林開発公社に引き継がれたのですから、それでその今までやっていた国営事業としての公団事業が、森林開発公社でやるという場合と、国有林野事業が公社になった場合の公団と公社との差というのは、一体どういう関係になるのかということを伺いしておいたのです。おわかりでしょうか。

団に値するのか、その辺はいろいろ議論があるところでございます。ことに今申しました公社の概念は、実定法上の、今の現行法に基づきます概念でございまして、これを、どういう範疇のものを公社として取り上げていくかという問題につきましては、いろいろ議論のあるところでございます。かりにそういう国有林野特別会計で経営いたしておりますものを、国から独立したして、独立の法人で経営させることが検討の結果適当であるというような結論が出ました場合におきましての御質疑かと思いますが、その場合におきましても、いずれの形態をとるにいたしましても、それぞれのその独立法人でもって営みます業務形態、あるいは業務の範囲というものは、またいろいろの検討の中におきま

すね公園、公庫、事業団、こういうものの関係ですね、公共企業体というものととの関係、これについて御説明いただけるかどうかわかりませんが、一つ説明をして下さい。

○政府委員（上林英男君） 今申されました公共企業体という意味でございしますが、非常に広い意味で、何と申しますか、パブリック・コーポレーションと申しますか、学問的な公企業と申すような概念でございしますと、今仰せられましたものは全部入るわけでございします。もつとも通例いわれております公共企業体と申しますのは、公企業法の適用のあるもの、すなわち三公公社のみこれを狭い意味ではいうわけでございします。従いまして、それを使います意味によりまして違うわけでございします。

公社というものは、非常に公共企業、
いう点からいくと、性格が非常に似て
いるのです。従ってそれを公社とい
い、それを公団というかということ
は、これは非常にむずかしいのです。
この区別の仕方は。従って私は先ほど
来言っていることは、今公団、森林開
発公団に移されたこの官行造林事業と
いうものは、従来公共企業体として、
等という中に入って公労法の適用を受
けておったものですね、これは。従っ
てこれが基本問題調査会の答申案に基
づいて、もし公社ということになれ
ば、これは公社の中に入って、そして
今までやっていた国有林野事業が公社
になるんですから、当然官行造林事業
を引き継いでおれば、これは公社の中
で行なわれたはずなんです。そして
公労法も現実に今適用になっておるわ

○政府委員（上林英男君） ただいまの御質問でございますが、公社あるいは公団というものの性格がどういふものであるか、こういう問題にからむわけでございます。で、この公社または公団と申します性格につきましては、これはいろいろ議論がございますので、ただいまの現行法の基礎に立って申し上げますと、現行法におきましては、特に国民生活あるいは経済政策上非常に重要な意味を占めます御存じの三公社があるわけでございます。ここにこれにつきましては、憲法ないしは財政法に基づきます租税法律主義の範疇に入つて参りますいわば独占事業的な経営形態という点も考えられまして、公社という形態をとつておるわけでございます。そういうような中に、たとえば国有林野事業が一体公社というものに値するのか、あるいは公社

して決定されるべきものだと考えております。たとえば、例を申し上げますと、かつて日本道路公団がございましたが、そのうちの首都東京都におきまして、その高速道路につきましても、この日本道路公団でやった方がよいのではなからうかという議論もあったことは御存じかと思います。いろいろの検討の結果、それにつきましては首都高速道路路の公団が別途できておるといふような状況もあるわけでございますので、いかなる公団がどういう業務範囲を行なっていくかということとは、それぞれの実情に応じ検討された結果考えられるべき問題である、こういうふうに考えるのでございます。

○北村暢君　ちょっとはつきりのみ込めないのですが、これはむずかしい問題ですから、非常に私のみ込めないののですが、それじゃ公共企業体と公社で

○北村暢君 公共企業体といえ、今の実定法上からいえば三公社だけが公準公共企業体ですね、あと以外は全部言われたように、公共企業体というものが、私が今準公共企業体と言いましたが、それすらもあなたは公共企業体とおっしゃられたですね。学説的にいえばパブリック・コーポレーション、これはガバメント・コーポレーションとなつて、そういう範疇に入ることとは間違いない。従つてこちらの先ほどの答弁にありましたように、公社と公団とは紙一重だと言われたのですが、その通りなんです。区別がつかないのです。実は、ただ実定法上からいうと、公共企業体というものには三公社だけ、公企法という法律でいう公共企業体とは三公社になつておる。しかし公団と

けです。官行造林の職員は、従業員は公
労法が適用になっているわけですね。
そういう点からいきますという点、こ
れは当然公団にいったことによつて、
公団は今公社でございませぬから、勞
働法関係は労働三法が適用になるわけ
です、公務員じゃないのですから、そ
ういうことになるでしょう。そういう
点からいって、この点からいけば、も
し国有林野事業が公社ということにな
れば、公団と公社とは紙一重で、公共
企業体ということでは大體性格は同じ
なんですから、同一のものに入るもの
であるから、もし公社になったなら
ば、この森林開発公団と国有林野公社
というものは従来が一緒であつたん
ですから、一緒であってもこれは差しつ
かえないんじゃないか。わざわざ官行
造林というものを引き継いでいたもの
なら公団として設ける必要がないん

じゃないか、同じ公社の中でできるんじゃないか、こういう理屈が出てくるんじゃないか、こういうような感じがするのです。それでもなおかつ公社を置いていいんだという場合もありましょう。ありましようけれども、今まで一緒にやっていけないうことではない。従って公社というものは公社に吸収されるべきものである。こう見て差しつかえないんじゃないか、そういう感じをしてるんですよ。従って公社に今移そうとしているわけでございますけれども、こういう問題について公社、公共企業体、公社という三者の関係からいって、一体解体的にいつて、法体系からいって、一体そういう一緒になるということが無理なのかどうなのか、そこら辺のところかどうかに感じておられるかお伺いしておきたい。まあよいものを、弱小なものととんでもない強力なものと二つできるわけでありまして、それじゃ少し私は政府関係機関である上からいって、行政組織的にいって無理があるんじゃないか、このように思うわけですよ。

○政府委員(上林英男君) ただいまの問題でございますが、国有林野事業を公社で経営するのが適当かどうかといひます問題は、非常にむずかしい問題でございます、十分慎重に検討しなければならぬ問題でございます。一方におきまして森林開発公社におきまして、水源林の造成のために従来の官行造林の引き継ぎをいたしまして、そういう造林事業をやっていくというところ、これは至急やらなくてはならぬことだと考えております。しかもそれをやります場合に、むしろ森林開発

公社の現状等にかんがみまして、森林開発公社がやっていく方が適當であるという判断を実は政府はいたしたわけでございまして、そういうことでその御審議を願っているわけでございまして、従いまして、まずそちらの方の御審議を願うわけでございしますが、かりに公社ができた場合にそれをどうするか、こういう問題につきましましては、もちろんそのときにあわせて検討すべき問題かとも思いますけれども、従ってそのときにそれは論理的に申しまして、一緒にしてもかまわぬという議論がもちろんあると思います。しかしながら、また逆にそれぞれの、先ほど申しましたように業務分野に応じまして、どういう業務をどこでやっていくの、が一番能率的であるか、こういう観点に立ちまして判断いたしました結果、やはり同じように分けておいた方がよろしいという結論もあり得るかと思ひますので、その点につきましまして今後の検討の問題ではないか、こういうふうにご考慮しておるわけでござい

す。○北村暢君 そういう政治的な答弁をあなたに要求しているのじゃないのですよ、あなたは法規課長なんだから、法規的に僕は説明してもらいたい。そういうのは大臣なり長官なりにまかしておいていいのです。そういう政治的な答弁をあなたに要求しているのじゃないのですよ、法規課長だから。行政組織的にいって一緒にすることもできると思ひ、公社と公社というものの解釈の上からいって紙一重なんだから、学説的にはいろいろあるのですから、まだその結論も出ていないけれども、むずかしい問題です。確かにむ

ずかしい問題ですけれども、しかしながら、これはあなたが法規課長として、公社と公社というものの解釈の中から言つて、今までの私が言っているように、今まで一緒にあつて公労法という法律が適用になつてゐる、それが公社にもしかりになつたとすれば、公社ということになれば、これは公労法を適用になつて公社になる、かりになればですね、そうして一方は公社ですから、先ほど言つたように労働法は労働三法ですよ。そこでやはり差がついてくるのです、今の実定法からいけば、そういう点で。しかしながら、公共企業体というものからいけば、行政組織上からいけば、従つて一緒にしても差しつかえないのであらう、これはこの公社制度なり何なりというものが終戦後の新しい機構でありますし、しかも今盛んに事業団というものが出てきてゐるのですから、政府としてもこれは結論を下さなければならぬ段階に迫り込まれてゐるのです、水利公社なんつていうのは、今はやりなんです、公団というものは、そうでしょう。そういう状態にあるのだから、私は特にこの問題についてしつこく聞いている。だから法規的に大蔵省は、いつか決断を下さなければならぬ段階に迫り込まれてゐるのですよ、法規的な解釈からいって、そうじゃないですか、どうなんですか。

私はそれと関連をいたしまして、政府関係機関というものは三公社と八公庫と二特殊銀行だ、これが政府関係機関ですね、予算、決算は出さなければならぬ、それ以外の公社、事業団一切これは大臣の認可事業で、予算、決算は国会に出さなくてもいいことになつております。ところが森林開発公社は全額国庫出資です、ね、規模が小さいといへば小さいかもしれせんけれども、しかしこれも昭和四十四年までですか、これから九年間であるといふと百何十億になるわけですよ。そういう全額国庫出資の機関が、国会で予算審議をしなくていいかどうかという問題が一つ出てくると思う。政府関係機関というものは、あれは法律で定められてゐるのです、全く公社は政府関係機関ではなくて、予算は国会でやらなくていい、こういうことは成り立たない、実際は。いかにでたらめやってもいいかということになるのです。もう現実には今の森林開発公社なんといふのは、何が何でもわかれなかり。予算を、今大蔵省の認可をしまし

て取るうとしてゐる、けしからぬと思つてゐるのですけれども、けしからぬと思つてゐるのです。そういうものに對して国会が、全額国庫出資だのにわれわれが審議権がないなんて、そんなばかな話はないです。そういうことが今行なわれようとしてゐるから、私は大蔵省の見解を聞いておかないといふと、政府関係機関というものは三公社と八公庫と二特殊銀行でいいですよ、なんといふことでは、これは何をいふのかかわからない。従つてこういう問題についてもやはり明確な解決を迫られてゐる事態にある、時期にきてゐる。今公社がわつさわつさできるのですよ。そういうものが大臣の認可事項で、国会に審議権がないといふ日には、予算、決算が今までの国営事業でやつてゐたものがみんな決算でできなくなつてしまふ、予算、決算で審議できなくなる、こういうばかげたことはあり得ないのですよ。だから予算、決算の、国会との関係において、議会制度といふものの関係においてもこの問題は問題になつてきてゐるのです。今日従つて、私はそのあなたの方の計画が、公社が今やつた方がいいからやるといふ、そういう御都合主義でやるべき問題ではない。もっとやはり政府として慎重にこの政府関係機関、公社、公団、公庫、こういうもののあり方というものを政府が立てるべきだ。こういう問題についてはまあ池田総理大臣に來てもらつてやらなければならぬ問題なんだ。実際はそういう問題なんです。国政の、国家行政としての重要な任務を持つて公社といふものはあるのですから、行政の一部の機関を担當するわけですね、水源林造成という。そういう全額出資の公社が国会の予算の審議権がないといふ、そんなばかなことではないのですよ。そういうことは大蔵省にまかせておけなうと言つた、私もまかせておけなうといふ、私どももまかせておけなうといふ、こういうことになるとうして、ここに問題が出てくる、検討するといふ。でありますから、この問題は簡単にい

かない問題であるといふことで、あなた方に重大な注意を喚起をいたしたい、軽々にこういう問題をとり扱つてもらいたくない。そういう観点から法規課長にわざわざ御足願つてゐるわけですよ。きのうは失礼いたしました、が、きょうは少しまともに答弁していただきますと思ひます。○政府委員(上林英男君) 御意見ごもっともでございますが、法規課長らしくきりぎりの法律論をいたしますと、御存じのように憲法及び財政法で

は、国の予算につきましては、及び決算につきましては国会の議決を得ることになっております。ただそれ以外の公企業あるいは公共企業体、そういうようなものについては、それぞれの実定法の立法政策の問題にかかっているわけでありまして、従いまして、ただいま政府がとっております方針といたしましては、三公社、先ほど申しましたような国民経済生活に非常に大きな影響を及ぼすものにつきましては、これは国の予算の例に準じて国会の議決を経、また決算につきましても同じく会計検査院の検査を経ました決算報告書を国会で御審議願うことになっております。また公庫及び開発銀行、輸銀につきましても、国の特殊金融の一端をなすものとしていたしまして同様の取り扱いをいたしておるのであります。それ以外の公団、事業団その他につきましては、もちろん今おっしゃいましたように、国が全額出資あるいは相当部分の出資をいたしておりますので、これについても国会のコントロールのもとに置くべきであるという御議論もごもっともな御議論だと思ひます。ただ、一面、こういうような公団ないし事業団というシステムが生まれて参りました経緯を考えると、一つには、国の活動の分野が広がって参りますにつれて、何と申しますか、国家の行政組織の一環として、あるいはいわゆる国家公務員が扱います範囲といたしまして、あるいはその適用を受けます会計経理規程その他において、国の会計制度そのものを適用していくことが必ずしも適当でないというふうな議論もあるわけでございます。むしろそういうものから独立した法人

形態におきまして、比較的自由に能率的にその運営をはからしていった方が適當ではないか。いわゆる公共性と能率性の調和をはかつていくべきではないかと、こういう議論でございます。そういうような観点から、もっとも、その公共性の観点からはやはりこれは国即国民のコントロールのもとに置かれるべきものでございしますから、公共性の観点からは、むしろ行政権の監督の系列に属せしめる。従って国会のコントロールはその行政権を通じてコントロールを受けていく。もちろんそういうような方針を作ります場合には法律が要るわけでございます。御審議を受け、また憲法の規定によりまして、内閣は国会に責任を負うわけでございますから、その系列を通じて国会のコントロールを受け、ひいては国民のコントロールを受けるというふうなシステムが、いわゆる公団以下事業形態でございます。もちろん、それにつきましてはいろいろの御議論がございしますけれども、そういうふうな考え方から、ただいま政府がとっております方針といたしましては、公社、公庫につきましても、予算、決算につきましても直接国の予算に準じた取り扱いをし、それ以外のものにつきましては今申し上げましたような監督制度を設ける、こういうこととてでございます。

○龜田得治君 ちよつと一つ。名称は公団でありましても、全額出資をしていくとか、あるいはその事業の内容等から見て、予算並びに決算について国会にやはり出してくれ、こういうふうな規定を公団法の中に一項目設けたところで、別に理論上おかしいことにはならぬでしょう。あなたの見解は。

○政府委員(上林英男君) 憲法に違反するかどうかという問題になりますと、先ほど申しましたようにそれではございせんので、そういう立法も可能でございます。ただ、今御説明申し上げましたように、公社、公庫というものは、こういうそのコントロールを受けるべきもので、公団というものはこういうコントロールを受けぬものという概念のもとに立法をいたしておりますので、その特例措置になるわけでございます。従いましてそういう特例措置をお考え願わなければならぬかどうかという問題が一つあると思ひます。それまでの理由がなければ、やはり同じような類型でもって立法をしていくのが正しいやり方ではないかと、こういうふうにお考えおられるわけでございます。

○龜田得治君 名前は公団でありましても実質はむしろ三公社、五現業に近いというふうなことがはっきりしてきした場合には、置くのが私は筋だと思ひます。それから実際は、名前は公社というふうな名前になっていても、中身から考えると公団的なものだということになれば、公社であってもそんな規定は置かぬでもいいと思ひます。私はやっぱりこれは、そんな公社であるか公団と呼ぶかというこの問題じゃないに、事業そのものの中身からやっぱり検討して、やっぱりそれにふさわしい規定を入れるべきだと思ひます。まあ、ほんとうは名前を変えればそれは一番いいことでしょう。だから公団だからどうだ、公社だからどうだ、そういうことでなしに、やっぱり中身から判断して、適當であれば置いてちよつと。

○政府委員(上林英男君) その、名は体を表わさないかというふうな言葉がございします。そういうことがございせんように、制度化いたしますときには、できるだけ実態に合わせまして名前をつけていく。従いまして公社の性格を持っておきますものは公社という名前を用い、従って公団という性格を持ったものが公団としての性格を、名前を持つように制度を作るのが正しいやり方だと思ひます。その公社と公団の性格の区分でございしますけれども、これはいろいろ御議論があると思ひますが、現行法におきましては、今申しましたように、国民生活に重要な関係があり、かつ独占事業として行なわれている所、こういうふうなもの、あるいはいろいろな議論も性格論としてございしますが、たとえば公社につきましては、恒久的に国の制度の一環として行なわれているような性格が強いわけでございますが、公団につきましては、これは非常に論理的な問題でございしますが、そのときどきの経済政策に応じて作られていくといったような性格も多分に持つておられるわけございまして、そういうようないろいろな性格を検討いたしまして、公団にすべきものは公団にし、公団にすべきものは公団にするというのが正しい立法論ではないかと、こういうふうにお考えおられます。

○北村暢君 時間も時間ですからやめたいと思ひますが、もう一つお伺いしておきたいのは、今、亀田委員もお伺いしているように、内容の問題ですね。政府関係機関ということ、これだけは今予算、決算について、議会制度というもののあり方で、一応これは国会の審議を経る、こういうことになっていく。

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

しかし、これは法律的に何もきめたものはないのじゃないですか。法律的にきまっておりますか。

○政府委員(上林英男君) これはその各法律にきまっておりますわけでございます。公社につきましては各公社法に予算及び決算の規定がございします。それから公庫等につきましては公庫等の予算、決算に関する法律というのがございします。公団以下につきましては、それぞれその公団法、事業団法にそれぞれ予算、決算の処理の方法が規定されてございします。で、中身は御存じの通りの格好で書いてあるわけでございます。

○北村暢君 ですから、各個別の法律できめていくだけであつて、政府の統一した意思として、こういうものは国会の議決を経るとか、こういうものは大臣の認可事項だ、こういうきめたものはないわけですね。個々の問題できめていくわけですね。それで、それから、その基準というものが、個々にはきまっておりますけれども、ないわけですよ、基準というものはね。だから、これは国会に諮らなければならぬいかなという事になれば、その法律で、国会に諮る、こういうことですね。まあ一応の区分はできていくわけですが、けれども、しかし実際問題として、ここが問題なんです、私が検討しなければならぬというものは、内容の問題なんです。公団というものは、それじゃ、

認可事項だからよろしいと、実際には公団という内容でありながら、国会の議決を経た方がいいというものがあるわけですね。あるのですよ。しかし、公団という名前だから、公団以下は、事業団は一切、住宅公団、道路公団一切、大臣の認可事項だ、こういうことになっているわけですね。でありますから、そうではなしに、政府が全額国庫出資をしているとか、あるいは政府から借入金をしていてとか、あるいはこれは債券発行でもって独自の財源の方が大きいという、政府に依存している程度が少ないというふうなもの、あるいは補助金だけでやっているもの、そういうものは大臣の認可事項でいいでしょう。たとえば農業共済基金という基金がある。これは補助金だけでやっているわけですね。三分の一くらい補助金を出し、出資はしておられ、政府から貸し付けもしておられ、そういうものは大臣の認可事項でよろう。金額出資しているものは、国の経費を直接全額無利子で出資しているのですから、国営の代行みたいなものですね、これは。そういうものは、予算、決算の建前からいえば、全額国庫出資したものは、補助金等で行っているものよりは、これはやはり国会で予算、決算としてはやるべきじゃないか。というのは、内容的な問題からいって、私はそうあるべきだと思ふのです。従ってこういう問題については、公団とか公団でないとかいうことのできるべきではなくして、公団であっても、国会の議決を経るものは実体法の中できめればいいわけですからね。それでいいじゃないか。しかし公団は全部だめなんだ、こういう

ような、私は、理屈は成り立たないのじゃないか。この問題がやはり今問題になっているのですよ。あなた方、近い将来においてこれは解決の迫られる問題なんですね、予算、決算、あり方という問題について。事業団というものがどんどん出てくる時に、これは必ず出てくる問題なんですよ。ですからこの点は私は特に、今森林開発公団の水源地造成というものは十億の全額国庫出資ですからね、ほかは何もないのですから。そこで今特別に会計経理を別途にして、今、事業をやろうとしておられるわけですね。全額国庫出資のものは、これはやはり何か実体的にいて考えるべきじゃないのか、これは理屈として私は成り立つと思うのですけれども、どうなんでしょう。

○政府委員(上林英男君) いわゆる公団のうちの、どの程度が参画をしておられますか、それについての予算、決算を国会の議決に諮らねるかという問題は、いろいろ議論があるわけでごさいます。お説のような全額国庫出資の場合に国会のコントロールに付せしめておられる例はアメリカに例がございまして、それがございまして、またいろいろの批判があるわけでごさいます。従いまして、どの程度の機関につきまして直接国会の議決を経る、国会のコントロールのもとに置く機関を作るかという問題につきましては、むずかしい問題でございますが、ただ、私も今考えておりますのは、公庫あるいは公社または公団の類型に入りまするものにつきましては、そういう直接の予算、決算につきましては、国の予算、決算に準じてやる。公

団以下につきましては、今申しました行政権の系列に属せしめるというような法形態を基準にいたしております。ただここで問題になりますのは、しかば、いかなるものが公社である、いかなるものが公団である、そういう基準の問題でございまして、この基準につきましては、いろいろな事情を研究いたしまして、きめていかなければならない問題かと思っております。ただ、現実のいろいろの行政の中に、今おっしゃいましたように、国会のコントロールを強化した方が適當であるという御意見のほかに、先ほど申しましたように、より能率的に、あるいはより経済的にその公企業運用をはかっていくためには、むしろ行政権の系列に属した方が、よりスムーズに運営されるという議論もございまして、そういうところの調和の問題である、こういうふうなことを考えておられるわけでごさいます。具体的なその事業を行ないまする公団の業務の範囲なり、運用の状況なりというふうなものを考えまして進めていくべき問題ではないかというふうなことを考えております。

○北村暢君 そこで、もう一問で終わりますが、林野庁長官にお伺いいたしますが、いろいろの解釈上の問題で、まあ問題はありますが結論が出ていない。これは学説的にも非常に「理事櫻井志郎君退席、委員長着席」結論が出ていないし、実体の法規の上からいっても問題がある。しかも、今、事業団というものが非常にブームに乗ってたくさん出てくる段階において検討を加えられるべき問題である。この点については、私はまた別の機会でもやりたいと思ひますけれども、さしたったの森林開発公団と、それからこの答申との関係でございまして、答申では、国有林経営の合理化のために、現在の行政と経営とを分離されていらない機構では、積極的、合理的の方法を貫徹することには限界がある、公社制度等の積極的な機構改革の方法について十分に検討する必要があります。というふうなことでおるわけでごさいます。そこで私は、先ほどあなた方は公社の方は基本問題について検討しているが、公団はさしたった急ぐから公団でやったのだ、こういうことのように、実際に聞いてみれば長官初め林野当局は公社なり公団という問題についてどれだけ深く検討されて、とりあえずだなんというものの結論を出したのか知りませんけれども、聞きますという、実際は何もわかっておられないという状態です。検討すらやらない。文書を、書いたものを読み上げる程度で、どこかの論文をそのまま読むという程度で検討なんかやらないのですよ、大体、そういう中で今基本問題で結論を迫られているのに、それは公団なら公団でもいいです。公社なら公社でもいい、二つ置いてもいいが、とにかく明確な検討をしないままどこに今日この法案を出してきているかというところに、私は非常に問題があると思ふ。それだけの検討は加えておられ、林野庁はやっておられない、農林省はやっておられないのですよ。さっきの答申で明確にその点についておる、でありますから、私はこういう重要な問題でありますから、一年や二年じっくり考えて公社、公団の

認可事項だからよろしいと、実際には公団という内容でありながら、国会の議決を経た方がいいというものがあるわけですね。あるのですよ。しかし、公団という名前だから、公団以下は、事業団は一切、住宅公団、道路公団一切、大臣の認可事項だ、こういうことになっているわけですね。でありますから、そうではなしに、政府が全額国庫出資をしているとか、あるいは政府から借入金をしていてとか、あるいはこれは債券発行でもって独自の財源の方が大きいという、政府に依存している程度が少ないというふうなもの、あるいは補助金だけでやっているもの、そういうものは大臣の認可事項でいいでしょう。たとえば農業共済基金という基金がある。これは補助金だけでやっているわけですね。三分の一くらい補助金を出し、出資はしておられ、政府から貸し付けもしておられ、そういうものは大臣の認可事項でよろう。金額出資しているものは、国の経費を直接全額無利子で出資しているのですから、国営の代行みたいなものですね、これは。そういうものは、予算、決算の建前からいえば、全額国庫出資したものは、補助金等で行っているものよりは、これはやはり国会で予算、決算としてはやるべきじゃないか。というのは、内容的な問題からいって、私はそうあるべきだと思ふのです。従ってこういう問題については、公団とか公団でないとかいうことのできるべきではなくして、公団であっても、国会の議決を経るものは実体法の中できめればいいわけですからね。それでいいじゃないか。しかし公団は全部だめなんだ、こういう

ような、私は、理屈は成り立たないのじゃないか。この問題がやはり今問題になっているのですよ。あなた方、近い将来においてこれは解決の迫られる問題なんですね、予算、決算、あり方という問題について。事業団というものがどんどん出てくる時に、これは必ず出てくる問題なんですよ。ですからこの点は私は特に、今森林開発公団の水源地造成というものは十億の全額国庫出資ですからね、ほかは何もないのですから。そこで今特別に会計経理を別途にして、今、事業をやろうとしておられるわけですね。全額国庫出資のものは、これはやはり何か実体的にいて考えるべきじゃないのか、これは理屈として私は成り立つと思うのですけれども、どうなんでしょう。

○政府委員(上林英男君) いわゆる公団のうちの、どの程度が参画をしておられますか、それについての予算、決算を国会の議決に諮らねるかという問題は、いろいろ議論があるわけでごさいます。お説のような全額国庫出資の場合に国会のコントロールに付せしめておられる例はアメリカに例がございまして、それがございまして、またいろいろの批判があるわけでごさいます。従いまして、どの程度の機関につきまして直接国会の議決を経る、国会のコントロールのもとに置く機関を作るかという問題につきましては、むずかしい問題でございますが、ただ、私も今考えておりますのは、公庫あるいは公社または公団の類型に入りまするものにつきましては、そういう直接の予算、決算につきましては、国の予算、決算に準じてやる。公

団以下につきましては、今申しました行政権の系列に属せしめるというような法形態を基準にいたしております。ただここで問題になりますのは、しかば、いかなるものが公社である、いかなるものが公団である、そういう基準の問題でございまして、この基準につきましては、いろいろな事情を研究いたしまして、きめていかなければならない問題かと思っております。ただ、現実のいろいろの行政の中に、今おっしゃいましたように、国会のコントロールを強化した方が適當であるという御意見のほかに、先ほど申しましたように、より能率的に、あるいはより経済的にその公企業運用をはかっていくためには、むしろ行政権の系列に属した方が、よりスムーズに運営されるという議論もございまして、そういうところの調和の問題である、こういうふうなことを考えておられるわけでごさいます。具体的なその事業を行ないまする公団の業務の範囲なり、運用の状況なりというふうなものを考えまして進めていくべき問題ではないかというふうなことを考えております。

○北村暢君 そこで、もう一問で終わりますが、林野庁長官にお伺いいたしますが、いろいろの解釈上の問題で、まあ問題はありますが結論が出ていない。これは学説的にも非常に「理事櫻井志郎君退席、委員長着席」結論が出ていないし、実体の法規の上からいっても問題がある。しかも、今、事業団というものが非常にブームに乗ってたくさん出てくる段階において検討を加えられるべき問題である。この点については、私はまた別の機会でもやりたいと思ひますけれども、さしたったの森林開発公団と、それからこの答申との関係でございまして、答申では、国有林経営の合理化のために、現在の行政と経営とを分離されていらない機構では、積極的、合理的の方法を貫徹することには限界がある、公社制度等の積極的な機構改革の方法について十分に検討する必要があります。というふうなことでおるわけでごさいます。そこで私は、先ほどあなた方は公社の方は基本問題について検討しているが、公団はさしたった急ぐから公団でやったのだ、こういうことのように、実際に聞いてみれば長官初め林野当局は公社なり公団という問題についてどれだけ深く検討されて、とりあえずだなんというものの結論を出したのか知りませんけれども、聞きますという、実際は何もわかっておられないという状態です。検討すらやらない。文書を、書いたものを読み上げる程度で、どこかの論文をそのまま読むという程度で検討なんかやらないのですよ、大体、そういう中で今基本問題で結論を迫られているのに、それは公団なら公団でもいいです。公社なら公社でもいい、二つ置いてもいいが、とにかく明確な検討をしないままどこに今日この法案を出してきているかというところに、私は非常に問題があると思ふ。それだけの検討は加えておられ、林野庁はやっておられない、農林省はやっておられないのですよ。さっきの答申で明確にその点についておる、でありますから、私はこういう重要な問題でありますから、一年や二年じっくり考えて公社、公団の

うふうな点をこまかくやはり検討していくべき問題であらうというふうに考えまして、どういう方向をとって、目標にするのかということなしに、それぞれ現在検討を加えているという段階にあるのであります。

○北村暢君 検討中だから、結論が出ないうちに、こんなものを出すのはおかしいじゃないかと言っているのです。検討中なんですよ、結論出てないんですよ。出てないのに、こんなものを出すというのはおかしいじゃないですか。まあ、きょうはこのくらいにしておきます。

○委員長(藤野繁雄君) 他に御発言もなければ、同案については、本日はこの程度にいたします。

午後四時五十五分散会

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業生産組合法案(衆)

農業生産組合法案

農業生産組合法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 事業(第七条)
- 第三章 組合員(第八条—第十七条)
- 第四章 管理(第十八条—第三十七条)
- 第五章 設立(第三十八条—第四十四条)
- 第六章 解散及び清算(第四十五条—第五十四条)
- 第七章 監督(第五十五条—第五十九条)

第八章 指導及び助成(第六十条—第六十一条)

附則(第六十二条—第六十五条)

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、農民の経済的地位の向上を図るため、農民が相互扶助の精神に基づき共同して農業を行なうための組織について規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

2 この法律において「農業」とは、耕作、養蚕又は養蚕の業務(これに附帯する業務を含む)をいう。

3 この法律において「農業生産組合」とは、農業を行なうことを目的としてこの法律に基づき設立した団体をいう。

(名称)

第三条 農業生産組合(以下「組合」という)は、その名称中に「農業生産組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に「農業生産組合」という文字を用いてはならない。

(人格及び住所)

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(免税)

第五条 組合の所得のうち組合の事業に従事した割合に応じて組合(当該組合の組合員に対し、俸給、

給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く)が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該組合には、租税を課さない。

(登記)

第六条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 事業

第七条 組合は、農業を行なうものとする。

第三章 組合員

(組合員の資格)

第八条 組合員たる資格を有する者は、当該組合の住所のある市町村の区域内に住所を有する農民であつて定款で定めるものとする。

(組合員の義務等)

第九条 組合員は、当該組合の営む事業に常時従事しなければならない。

2 組合の営む事業に常時従事する者の三分の二以上は、組合員又はその世帯員(住居及び生計を一にする親族をいう)でなければならない。

(出資)

第十条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第十一条 組合員は、定款で定めるところにより、組合の承認を受けて、他の組合員又は当該組合の組合員たる資格を有する者にその持分を譲渡することができる。

2 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

3 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第十二条 組合員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 前項の議決権又は選挙権は、書面又は代理人をもつてこれを行なうことができる。

(加入)

第十三条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、定款で定めるところにより、組合の承認を受けなければならない。

2 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になつたものとみなす。この場合において相続人たる組合員は、被相続人の持分について死亡した組合員の権利義務を承継する。

3 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、出資一口以上を相続した相続人に限り、前項の規定を適用する。

(脱退)

第十四条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項における予告期間は、定款でこれを延長することができる。

ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3 組合員は、次の理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡

三 除名

4 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行なうことができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければこれをもつてその組合員に対抗することができない。

一 長期間にわたつて組合の事業に従事しない組合員

二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める理由に該当する組合員

(持分の払戻)

第十五条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける当該組合の財産によつて定める。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。

4 脱退した組合員が組合に対する

債務を完済するまでは、組合は、その持分の払戻しを停止することができ。

(出資口数の減少)

第十六条 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、前条第一項から第三項までの規定を準用する。

(組合員の所得に対する課税)

第十七条 組合員が組合の行なう事業に従事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者であつて組合の行なう事業に従事するものに対して支払う俸給、給料、賃金、賞与、退職給付その他のこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第四章 管理

(定款に記載すべき事項)

第十八条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項

五 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

六 組合員の脱退の場合における持分の払戻し及び組合の解散の場合における組合財産の処分に関する事項

七 組合の事業に従事する者に対する給与の支給に関する事項

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する事項

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

3 農林大臣は、模範定款例を定めることができる。

(規約で定めうる事項)

第十九条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 総会に関する事項

二 業務の執行及び会計に関する事項

三 役員に関する事項

四 組合員に関する事項

五 その他必要な事項

(役員)

第二十条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

3 役員は、無記名投票によつて行なう。

4 投票は、一人につき一票とする。

5 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者をもつて当選人とする。

6 役員は、任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員は、一年をこえない期間内、創立総会において定める期間とする。

(役員は、任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員は、一年をこえない期間内、創立総会において定める期間とする。)

(役員は、任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員は、一年をこえない期間内、創立総会において定める期間とする。)

第二十一条 監事は、理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十二条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第二十三条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも、臨時総会を招集することができる。

3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

4 理事の職務を行なう者がなく、又は前項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、

は、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知等)

第二十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第二十五条 理事は、定款、規約、組合員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について、次の事項を記載しなければならない。

一 氏名及び住所

二 出資口数及び出資各口の取得年月日

三 私込済出資額及びその払込み年月日

四 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第二十六条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理

案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員は、改選の請求)

第二十七条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員は、改選を請求することができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、定款で定める期間内に、これを総会の議に附さなければならない。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の会日の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において総組合員の

過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員に関する民法の準用)

第二十八條 役員には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の損害賠償）、第五十二條第二項（理事の業務執行）、第五十三條から第五十六條まで（理事の代表権等）及び第五十九條（監事の職務）の規定を準用する。

(総会の議決事項)

第二十九條 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更及び廃止
- 三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 四 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案
- 五 毎事業年度内における借入金
- 六 農業協同組合への加入及び農業協同組合からの脱退
- 七 その他定款で定める事項

- 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

(総会の議事)

第三十條 総会の議事は、第二十七條第六項に規定する場合のほか、総組合員（次条において準用する民法第六十六條の規定により表決権を有しない組合員を除く）の三分

分の二以上の多数によるのでなければこれを決することができない。

2 議長は、総会において、その都度これを選任する。

(総会に関する民法の準用)

第三十一條 総会には、民法第六十四條（総会の決議事項）及び第六十六條（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは「農業生産組合法第二十四條第三項」と読み替へるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第三十二條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から十四日以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第三十三條 債権者が前条第二項の一定期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社又は信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 出資一口の金額の減少について

は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十條（株式会社の資本減少の無効の訴）の規定を準用する。

(準備金)

第三十四條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

(剰余金の配当)

第三十五條 組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年五分をこえない範囲内において、払い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてこれをしなければならない。

第三十六條 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終るまでは、組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

(組合の持分取得の禁止)

第三十七條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五章 設立

(発起人)

第三十八條 組合を設立するには、

七人以上の農民が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第三十九條 発起人は、定款を作成し、これを事業計画その他設立に必要な事項とともに創立総会の議に附さなければならない。

2 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて発起人に対し設立の同意を申し出たものの全員が自ら出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

3 創立総会には、第十二條第一項及び民法第六十六條の規定を準用する。

(設立の認可の申請)

第四十條 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書（設立の認可）を提出しなければならない。

第四十一條 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、設立の手續若しくは定款若しくは事業計画の内容が法令若しくは法令に基づいて行政庁の処分違反する場合又はその組合が事業を行なうに必要な経済的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

第四十二條 第四十條第一項の認可の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から三十日以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政庁が第四十條第二項の規定により報告書の提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消しを求め訴を提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事への事務引渡)

第四十三條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

2 組合の理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に對抗するため必要な行為は、組合成

立の後にこれをするを妨げない。

(成立の時期)

第四十四条 組合は、設立の登記をするに於て成立する。

第六章 解散及び清算

(解散の理由)

第四十五条 組合は、次の理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 存立時期の満了

第五十七條第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

4 第一項の理由によるほか、組合は、その組合員が七人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が七人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(合併の手續)

第四十六條 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合

には、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

4 第一項の理由によるほか、組合は、その組合員が七人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が七人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(合併の手續)

第四十六條 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合

には、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

4 第一項の理由によるほか、組合は、その組合員が七人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が七人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(合併の手續)

第四十六條 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合

には、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

4 第一項の理由によるほか、組合は、その組合員が七人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が七人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(合併の手續)

第四十六條 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合

には、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

には、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

4 組合の合併には、第三十二條及び第三十三條の規定を準用する。

第四十七條 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

(合併の時期)

第四十八條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、第六條の規定により登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第四十九條 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第五十條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十一條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五十三條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十四條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(管轄裁判所)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人の報酬)、第三十五條ノ二(清算人の意見聴取等)及び第三百三十七條(清算人の選任・解任の裁判)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「農業生産組合法第五十條」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する民法第七十五條の規定により裁判所が選任する清算人については、非訟事件手続法第三百三十八條(清算人の欠格)の規定を準用する。

第七章 監督

(業務又は財産状況の報告徴収)

第五十五條 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の

り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五十三條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十四條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(管轄裁判所)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人の報酬)、第三十五條ノ二(清算人の意見聴取等)及び第三百三十七條(清算人の選任・解任の裁判)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「農業生産組合法第五十條」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する民法第七十五條の規定により裁判所が選任する清算人については、非訟事件手続法第三百三十八條(清算人の欠格)の規定を準用する。

第七章 監督

(業務又は財産状況の報告徴収)

第五十五條 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の

り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五十三條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十四條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(管轄裁判所)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人の報酬)、第三十五條ノ二(清算人の意見聴取等)及び第三百三十七條(清算人の選任・解任の裁判)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「農業生産組合法第五十條」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する民法第七十五條の規定により裁判所が選任する清算人については、非訟事件手続法第三百三十八條(清算人の欠格)の規定を準用する。

第七章 監督

(業務又は財産状況の報告徴収)

第五十五條 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の

り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五十三條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

処分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

(業務又は会計状況の検査)

第五十六條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあるときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあるときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第五十七條 行政庁は、第五十五條の規定による報告を徴した場合又は前条の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあるときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第五十七條 行政庁は、第五十五條の規定による報告を徴した場合又は前条の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあるときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

第五十八條 都道府県知事は、組合の設立及びその業務の運営に關し必要な指導を行なうものとする。

(助成)

第六十一條 都道府県は、組合に対し、必要な農機具の貸付けその他の助成をし、又は必要な資金の融通についてのあつせんをすることができる。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前項の助成に要する経費の一部を補助するものとする。

第九章 罰則

第六十二條 組合の役員が、いかな

あるときは、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

(議決、選挙又は当選の取消し)

第五十八條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から三十日以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

(監督行政庁)

第五十九條 この法律における行政庁は、都道府県知事とする。

第八章 指導及び助成

(指導)

第六十條 都道府県知事は、組合の設立及びその業務の運営に關し必要な指導を行なうものとする。

(助成)

第六十一條 都道府県は、組合に対し、必要な農機具の貸付けその他の助成をし、又は必要な資金の融通についてのあつせんをすることができる。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前項の助成に要する経費の一部を補助するものとする。

第九章 罰則

第六十二條 組合の役員が、いかな

あるときは、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

(議決、選挙又は当選の取消し)

第五十八條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から三十日以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

(監督行政庁)

第五十九條 この法律における行政庁は、都道府県知事とする。

第八章 指導及び助成

(指導)

第六十條 都道府県知事は、組合の設立及びその業務の運営に關し必要な指導を行なうものとする。

(助成)

第六十一條 都道府県は、組合に対し、必要な農機具の貸付けその他の助成をし、又は必要な資金の融通についてのあつせんをすることができる。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前項の助成に要する経費の一部を補助するものとする。

第九章 罰則

第六十二條 組合の役員が、いかな

あるときは、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

- る名義をもつてするを問はず、組合の事業の範囲外において、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することが出来る。
- 3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、これを適用しない。
- 第六十三条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二千元以下の罰金に処する。
- 2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。ただし、組合の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その組合については、この限りでない。
- 第六十四条 次の場合には、組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を営んだとき。
- 二 第六条の規定に基づき政令による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 第二十一条の規定に違反したとき。
- 四 第二十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反したとき。
- 五 第二十五条又は第二十六条の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。
- 六 第二十七条第五項の規定に違反したとき。
- 七 第三十二条又は第三十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第四十六条第四項において準用する第三十二条若しくは第三十三条第二項の規定に違反して合併をしたとき。
- 八 第三十四条又は第三十五条の規定に違反したとき。
- 九 第三十七条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
- 十 第四十五条第五項の規定に違反して届出をしなかつたとき。
- 十一 第五十一条又は第五十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 十二 第五十二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。
- 十三 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項（債権申出の公告）又は同法第八十一条第一項（清算中の破算）に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 十四 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。
- 十五 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破算宣告の請求を怠つたとき。
- 第六十五条 第三十二条第二項の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（組合の構成の暫定措置）
- 2 当分の間、政令で定める場合には、第三十八条及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「七人」とあるのは「二人」とする。
- （農地法の一部改正）
- 3 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第四項中「個人」の下に「又は農業生産組合」を加える。
- 第三条第二項第三号中「権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産組合を除く）」を加え、同号の次に次の一号を加える。
- 三の二 第二号に掲げる権利を取得しようとする農業生産組合が耕作の事業に供すべき農地の面積が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について前号に規定する別表で定める面積に当該農業生産組合の組合員の属する世帯の数を乗じて得た面積をこえることとなる場合
- 第三条第二項第四号中「権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産組合を除く）」を加え、同号の次に次の一号を加える。
- 四の二 第二号に掲げる権利を取得しようとする農業生産組合が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について前号に規定する別表で定める面積に当該農業生産組合の組合員の属する世帯の数を乗じて得た面積をこえることとなる場合
- 第三条第二項第五号中「権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産組合を除く）」を、「選しない場合」の下に「（農業生産組合に対して自ら又はその世帯員が同号に掲げる権利を移転し又は設定したその組合員（当該組合員であつた者が脱退後三箇月を経過しないもの及び死亡により脱退した当該組合員であつた者の死亡の時における世帯員で当該脱退後三箇月を経過しない者を含む）又はその世帯員がその農業生産組合から同号に掲げる権利を取得する場合を除く）」を加える。
- 第三条第二項第六号中「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合及びその土地の所有者がその所属する農業生産組合（その土地の所有者の世帯員が所属する農業生産組合を含む）にこれらの権利を設定しようとする場合」に改める。
- 第三条第二項第七号中「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合及びその土地の小作農がその所属する農業生産組合（その土地の小作農の世帯員が所属する農業生産組合を含む）に貸し付け又は賃入れしようとする場合」に改める。
- 第六条第一項中「国以外の者」の下に「（農業生産組合を除く）」を加え、同条第六項中「次条」を「第七条」に改め、同条に次の三項を加える。
- 7 第一項の規定の適用については、農業生産組合の組合員又はその世帯員がその組合員の住所のある市町村の区域の外にあるその所有する農地又は採草放牧地につき当該農業生産組合に対して地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合における当該小作地又は小作採草放牧地は、これをその組合員の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地とみなす。
- 8 第一項第二号の規定の適用については、農業生産組合の組合員又はその世帯員がその所有する農地又は採草放牧地につき当該農業生産組合に対して前項に掲げる権利を設定した場合における当該小作地又は小作採草放牧地

の面積は、その所有者又は世帯員の所有面積に算入しない。

9 農業生産組合の組合員及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつた場合において、その組合員であつた者又はその世帯員が所有する小作地又は小作採草放牧地で、その農業生産組合がその所有者からその組合員でなくなる以前に設定を受けた期間の定めがある第七項に掲げる権利に係るものについては、その所有者（相続人を含む。）は、当該権利の残存期間に限り、その農業生産組合の組合員とみなす。

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 農業生産組合は、小作地又は小作採草放牧地を所有してはならない。

第七條第一項各号列記以外の部分中「前条第一項」を「第六條第一項」に改める。

第八條第一項各号列記以外の部分中「前二條」を「前三條」に改め、同項第二号中「第六條第一項第一号」の下に「又は第六條の二」を加え、「同項第二号」を「第六條第一項第二号」に改め、「第六号に掲げるもの」の下に「並びに農業生産組合の組合員又はその世帯員が当該農業生産組合に対し第六條第七項に掲げる権利を設定したもの」を加える。

第九條第一項中「第六條第一項第一号」の下に「又は第六條の二」を加え、「小作採草放牧地を」を

「小作採草放牧地につき」に、「同項第二号」を「第六條第一項第二号」に、「相當するものを」を「相當するものにつき」に、「他の者に譲渡しないときを」を「所有権を譲渡しないとき（農業生産組合の組合員及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつたため第六條第一項の規定により所有してはならないこととなつた小作地又は小作採草放牧地にあつては、省令で定めるところにより、所有権を譲渡し、地上権、永小作権若しくは質権を消滅させ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させないとき）」に改め、「第三條第一項」の下に「又は第二十條第一項」を加える。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 農業生産組合の組合員又はその世帯員がその所有する第三條第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地につき当該農業生産組合に対し第六條第七項に掲げる権利を設定した場合において、当該農業生産組合が解散（合併による解散を除く。）したとき、又は当該組合員及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつたときは、国が当該小作地又は小作採草放牧地を買収する。

2 農業委員会は、前項の規定による買収をすべき小作地又は小作採草放牧地があると認めるときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しななければならない。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

一 その小作地又は小作採草放牧地の所有者の氏名及び住所
二 その小作地又は小作採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
三 その他必要な事項

3 前項の規定により公示された小作地又は小作採草放牧地の所有者が、その公示に係る小作地又は小作採草放牧地につき、第九條第一項本文に規定する期間内に、省令で定めるところにより、地上権、永小作権若しくは質権を消滅させ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、若しくは賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該小作地又は小作採草放牧地については、国は、第一項の規定による買収をしない。当該期間内に第二十條第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、不許可の処分があるまでは、同様とする。

4 第十條から第十四條までの規定は、第一項の規定による買収をする場合に準用する。

は、第一項の規定による買収をする場合に準用する。

第十七條中「第十五條第二項」の下に「第十五條の二第四項」を加える。

第二十條第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 賃借人である農業生産組合が解散（合併による解散を除く。）した場合又は賃借人である農業生産組合の組合員となつていない賃借人及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつた場合

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 農地又は採草放牧地の賃借人がその所属する農業生産組合（その世帯員が所属する農業生産組合を含む。）に対してする当該農地又は採草放牧地の賃借権の譲渡又は当該農地又は採草放牧地の転貸については、当該農地又は採草放牧地の所有者の承諾を要しない。組合員から農地又は採草放牧地の賃借権を譲り受けた農業生産組合が当該譲り渡した者に対してする当該農地又は採草放牧地の賃借権の譲渡についても、同様とする。

第三十六條第一項各号列記以外の部分中「若しくは第十五條第一項」を「第十五條第一項若しくは第十五條の二第二項」に改める。

第七十八條第一項中「第十五條第一項、」の下に「第十五條の二第一項、」を加える。

第八十五條第一項第二号中「第十

五條第二項」の下に「第十五條の二第四項」を加える。

第八十七條第一項中「若しくは第十五條」を「第十五條若しくは第十五條の二」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）
4 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「農民の組織する団体」の下に「農業生産組合を除く。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農業生産組合
第十二條第二項第二号中「協同組織体」の下に「（農業生産組合を除く。）」を加える。

第十六條第一項中「第十二條第一項第二号乃至第四号」を「第十二條第一項第三号乃至第五号」に改める。

第三十條第十項中「以下本条において同じ。」の下に「又は組合員たる農業生産組合の理事を加え、又は設立の同意を申し出た組合の組合員」を、農業生産組合の理事又は組合の組合員に改める。

第五十五條中「農民」の下に「又は農業生産組合」を加える。

第五十七條第一項中「農民」の下に「農業生産組合の理事」を加える。

第六十六條第一項中「法人たる組合員を除く。」の下に「組合員たる農業生産組合の役員」を加える。

いものを含む。」の下に「又は組合員たる農業生産組合の役員」を加える。

5 (土地改良法の一部改正)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「組合員」の下に「(組合員たる農業生産組合の理事を含む。)」を加える。

第二十三条第三項中「執行中の者を除く。」の下に「及び農業生産組合たる組合員」を加える。

第八十二条第二項中「議員」の下に「(議員たる農業生産組合の理事を含む。)」を加える。

第一百十条第二項中「及び第十五条」を「第十五条及び第十五条の二」に改める。

第四百十条第一項中「総代」の下に「(農業生産組合を除き、総代たる農業生産組合の理事を含む。以下本条において同じ。)」を、「議員」の下に「(農業生産組合を除き、議員たる農業生産組合の理事を含む。以下本条において同じ。)」を加える。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

6 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農業生産組合の組合員(前号に掲げる者を除く。)

第十條第三項ただし書中「第八

条第二項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

7 (有畜農家創設特別措置法の一部改正)

有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農家」の下に「(農業生産組合を含む。以下同じ。)」を加える。

(農業改良資金助成法の一部改正)

8 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「その者が団体である場合」を「その者が団体(農業生産組合を除く。以下第十六条において同じ。である場合)」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

9 果樹農業振興特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農業生産組合たる果樹農業者

10 (農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。
十一 農業生産組合法(昭和三十六年法律第 号)
(法人税法の一部改正)
11 法人税法(昭和二十二年法律第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「農業協同組合連合会」の下に「(農業生産組合(当該組合の事業に従事する組合員に對し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。))」を加える。

(地方税法の一部改正)

12 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十九第二項中「並びに中小企業等協同組合」を「並びに農業生産組合(当該組合の事業に従事する組合員に對し、俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)、中小企業等協同組合」に改める。

第七十二条の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「(農業生産組合(当該組合の事業に従事する組合員に對し、俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。))」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

13 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(農業生産組合の事業用機械等の特別償却)

第四十九条の二 青色申告書を提出する農業生産組合(法人税法第九條第七項の規定の適用を受けない農業生産組合を除く。)

が、設立後五年以内にその事業の用に供する機械その他の設備のうち政令で定めるもの(以下この項において「事業用機械等」という。))でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は事業用機械等を製作して、これを当該農業生産組合の事業の用に供した場合には、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該事業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該事業用機械等の償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の百五十に相当する金額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)とする。

2 第四十三條第六項及び第四十六條第二項中「五年」とあるのは「三年」と読み替えるものとする。

大蔵、農林水産、運輸、建設委員会連合審査会會議録第一分中正誤一ページ、二段、二七行目を削り、三十四行目平島敏夫君の次に村上春藏君を加えるべきの誤り。